

フランケン・ウァフェーデの一考察

— 騎士の都市勤務を中心に —

若曾根 健 治

<目次>

はじめに

- 1 ローテンブルク・ウァフェーデ誓約証書一斑
 - 1 ウァフェーデ誓約と印章添付その他
 - 2 プラントによる誓約
 - 3 ペーターによる誓約
 - 2 騎士の都市勤務をめぐる事例について
 - 1 プラントによる誓約
 - 2 ペーターによる誓約
 - 3 フェーデ・ウァフェーデ・都市勤務
— 平和形成の観点から —
 - 1 ウァフェーデの誓約の場で
 - 2 フェーデの和解において
 - 3 租税免除を受ける代わりに
 - 4 都市勤務契約の締結によって
 - 5 都市勤務に由来する危険性の回避 — 裁判を受けさせる
- おわりに：ウァフェーデ誓約におけるフェーデの再現

はじめに

ウァフェーデとは、報復、復讐はおこなわぬことを誓約する行為を指す。フェーデ（権利主張を掲げた当事者の敵対関係）の渦中のゆえに、もしくはフェーデの渦中におけるとは別に或る望ましからざる、あるいは嘆かわしき行為のゆえに捕捉された者が、主君や親族友人等の釈放請願によって捕捉を解かれ釈放されるさいに、捕捉に携わった者（敵対者や都市司直等）にたいし、補促されたことにつき今後報復、復讐はせぬと誓うものである。

筆者はこれまで南ドイツについては、ネルトリンゲン、カウフボイルンそしてレーゲンスブルクの各都市について、ウァフェーデ誓約の諸事例を考察してきた⁽¹⁾。ただ、フ

ランケン地域については、ほとんど手をつけてこなかった。

さいわいにも最近ローテンブルク市文書館においてウァフェーデ誓約証書について調査をおこなう機会をもった。中世ローテンブルク市関係の文書については、ルートヴィヒ・シュヌラー編『ローテンブルク文書集 1182-1400年』(ノイシュタット [アイシュ] 1999) が刊行されている⁽²⁾。ただ、あいにくこれは文書要録集で、文書そのものは登載されていない。にもかかわらず、12世紀末期—帝国都市ローテンブルクはシュタウファー王朝時代に由来する—から14世紀一杯までの諸文書が網羅整理されているのは貴重な存在である。そこで、当要録集をてがかりにして未刊行のウァフェーデ誓約証書の調査にあたり幾つかの証書を読むことができた。そこで、とくに14世紀後期のローテンブルクにおけるウァフェーデ誓約事例を見ることで、フランケン・ウァフェーデの考察の一助としたい。

そのさい、考察の関心を、フランケンにおける「平和形成」のありかたに求めたい。中世後期のフランケンにあっては、諸侯・グラーフ、領主貴族・騎士および従士、帝国都市・領邦都市が領国・領地・城・人・権利(例えば裁判権)をめぐって、また動産(馬とか)など物を求めて合い食い、久しく紛争が止むことがなかった。ときあたかも、ラント平和同盟・都市同盟・諸侯同盟結成の時代であり、数々のラント平和令、平和協約、平和同盟⁽³⁾が成立した。こうした時代様相の下で、一つの問題が提起されよう。フェーデ終結を誓うウァフェーデの誓約は、平和形成にとっていかなる役割を、どのような意味で果たしていたのであろうかと。

以上が考察の関心であり、問題提起である。本稿は、これに向かってごく一步を踏み出すための試みである。ここで、「平和形成」の意味について一言述べておきたい。紛争と日常とがほとんど別け難く繋がっている時代—ラント平和令、平和協約が頻発する時代—においては、紛争を含み込みつつ、いかにして日常を確保するか^(4a)が当事者らによって求められていたのではないか。これが、本稿の問題とする平和形成の背景にあった現実である。これにたいし、あらかじめ平和を前提とする意味における「平和回復」が本稿の問題なのではない。本稿では平和形成を、紛争の公然性を担保すること、と捉える。この場合紛争の公然性とは、紛争が当事者および周囲の人々の目に見えていること、換言すれば、紛争に利害関係者が直接間接に、かつ広範囲に参加し得ていることである。ラント平和令、平和協約についても、こうした意味の「平和形成」の観点から改めて考察する必要がある。

さて、ローテンブルク市にウァフェーデを誓約した者としては、下級貴族すなわち騎士および従士と、市民とが知られる。じつは、騎士および従士と、市民とが身分的にはっ

きり別れていない（言い換えれば、市民となっている騎士・従士が存在する）ケースが少なくない。ために、ウァフェーデ誓約者には騎士および従士と、市民とがいる、といった言い方は難しい面を含むが、本稿では、いちおう、前者（騎士・従士）による誓約事例を中心としたい。しかも、直ぐ後に述べるように本稿は、騎士・従士による都市勤務を取り上げるため、元来は市民ではない騎士・従士を中心に考察することになる。

ところで、ローテンブルク市に騎士・従士らが誓ったウァフェーデ——これを本稿では、便宜上騎士的ウァフェーデと呼ぼう——には、いかにも時代に呼応した平和形成の或る形態が知られる。ウァフェーデ誓約者が果たすべきとされた、兵士としての都市勤務である。以下では、都市勤務に言及する典型的な例といえる2つの事例を取り上げ考察を加える（第2節）。次に、都市勤務の問題を、他の証書をも考察に取り込み、時代の中に位置づけたい（第3節）。ただ、これらに移る前に、上記2事例を含めフランケンにおける騎士的ウァフェーデの誓約とその証書とについて若干の一般的考察をおこなっておく（第1節）のが望まれる。

1 ローテンブルク・ウァフェーデ誓約証書一斑

1 ウァフェーデ誓約と印章添付その他

(1) 騎士であれ市民であれローテンブルク市にたいしてウァフェーデを誓約した事例はどのくらいに上るのだろうか。その数に関しては、ここでは詳らかにできない。少なくとも誓約証書すなわちウァフェーデ誓約者が一人称の文体で書き著わした文書としては、その発行数はかぎられているようである。ただ、ローテンブルク市文書館にはウァフェーデ誓約記録簿（Urfehdebuch）が所蔵されている。ここに書き入れられたウァフェーデ誓約事例については、残念ながら不案内である。この事例を加えれば、相当の数に上るかもしれない。いずれにせよ、既述シュヌラー編の文書要録集で見るとかぎりでは、1400年までの誓約証書は34点ほどである。15世紀になると、これがぐんと増加してくる——南ドイツについて、一般的に見いだされる現象であるが——のかもしれないが、これまたいまは不案内である。

このように、ローテンブルク市関係の誓約証書数はかぎられているようである。こうした事情は——少なくとも、刊本文書集でみるかぎり——フランケン全体にもあてはまるようである。フランケン関係のごく一端の史料集の例でいえば、帝国都市ヴィンズハ

イム（現パート＝ヴィンズハイム）市について⁽⁴⁾、ヴェルツブルク司教⁽⁵⁾およびヘンネベルクのグラフについて⁽⁶⁾、またニュルンベルクのブルクグラフについて⁽⁷⁾ ウァフェーデ誓約証書は登載されているものの、いずれも数はかぎられている。全体としてフランケンにおいては、ウァフェーデ誓約制度が浸透していたとはいえないような印象を受ける。例えば西南ドイツ（シュヴァーベン）に比べて、フランケンについてはウァフェーデ研究が目につかないのも、ひとつはそうした事情が関係しているのであろうか。さらに、都市勤務をウァフェーデ誓約の中に取り込んだ誓約事例はますますもってかぎられてくる。本稿で未刊本史料によって取り上げることができるのは、上述のように、わずか2事例である。しかし、「平和形成」にとって都市勤務は一つの重要な要素であった。

本節では、これら2事例の誓約証書を含めローテンブルク・ウァフェーデ証書に述べられていた、都市勤務の問題以外の諸点をめぐって若干の考察をおこなう。その前に、フランケンで「ウァフェーデ」を指す固有の言葉を紹介しておこう。1329年といった比較的早い時期に „Urphed“ の言葉^(7a) が知られ、その後さらに次のような言葉が存在する。„eyn recht vrfehde“, „vrfeth vnd sun“, „vrfē“, „ein slechte vrfeh“, „ein alte vrfefe“, „ein recht vruehe“, „vrfefe“, „ein schlechte vrfē“, „ein rechtlich vrfefe“, „eine lautere urvehede“ などである。ウァフェーデ誓約証書のすべてに、これらの言葉のどれかが見いだされるというわけではない。こうした用語がぜんぜん述べられていないウァフェーデ証書も少なくない。他方「ウァフェーデ誓約証書」を指す固有の言葉はほとんど知られていない。証書自体の中では、「この文書において (*an dissem briefe*)」とか「この公開状において (*an disem offin briff*)」とか、総じてこれら2つの一般的な言葉で述べられているに過ぎない。

(2) さて、本稿が中心に取り上げるウァフェーデ誓約証書の一つは、1357年3月12日故フリードリヒの息ブランド・フォン・ロール (*Brant Friderichs seligen sūn von Lore [Brant von Lohr]*) の証書である。彼は、ローテンブルク市と同市市民とにたいし聖遺物にかけて (*zu den heiligen*) 「ウァフェーデと和解 (*ein vrfefe vnd einen guten sūne*)」を誓った⁽⁸⁾。彼はこれを「自分共10人で (*selb zehend*)」おこなった。10人とは彼と、9人のいわば共誓者 (*die mit mir gesworn haben*) とを指す。誓約行為を、誓約者本人が既述のように一人称のスタイルで書き記した証書、すなわちウァフェーデ誓約証書には9個の印章（ブランド本人と8名分の印章）が吊るされている。印章（蠟製）の保存状態は頗る良好である。共誓者の1人—— ユンガー・オッテ (*Junger Otte*) —— の印章だけはどうしたわけか、吊るされていない⁽⁹⁾。今日に至る過程で失われてしまったからではなく、当初から添付されていなかったようである。ユンガーは印

章をそもそも持っていなかったのではあろうか。事情は、はっきりしない。文書を書く機会がごくまれである時代においては、印章をもたぬ者がいてもおかしくはない。ただ、少なくともウァフェーデ証書についていえば、そうした場合には、通例は、印章をもたぬことを証書そのもの書き記すものである。印章の添付は周知のように、証書の作成と、その完成とにとって頗る大事なことであった。

例えば、後代の事例になるが、クンツ・フォン・フッテン (1394年9月2日)⁽¹⁰⁾とか、ゲッツ・マンゴルト・フォン・レッティンゲン (1394年9月16日)⁽¹¹⁾とかがウァフェーデ (*ein slecht vrfehe*) を果たすが、いずれも「余は余自身の印章をもたぬので (*wann ich eigens insigelz nicht enhon*)」他の者の印章を懇請 (*meiner fleizzigen bet willen*) している。その結果、前者では2名の、後者では1名のいずれもユンカー (*junkher*) が自己の印章を提供した。彼らユンカーは、クンツ、ゲッツそれぞれの主君もしくは主君筋にあたる騎士もしくは領主貴族であったろう。少なくともクンツは、印章提供ユンカーをはっきりと「余の主君 (*mein herrn*)」と呼ぶ。他方ゲッツは「余の親愛なユンカー」とだけ述べる。ともあれ、ゲッツの誓約証書の文言を借りれば、ユンカー、アーノルト・フォン・ローテンブルクはゲッツの懇請に答えて、彼の印章を証書に吊った (*gehangen hot an disen briefe*)。「証書で述べたことの [遵守の] 証明となるために (*zu gezeugnisse aller vergeschriben dinge*)」と。

ただ、同じく誓約者本人の印章ではなく、これに代わってユンカーらの印章が吊るされた場合であっても、ハインツ・ヒップラーの証書 (1398年6月23日)⁽¹²⁾ が示すように、その理由の述べられていないことがある。ここには、ユンカー、ペーター・フォン・クリンゲンシュタイン (ヴァールベルク [Wahrberg] のフォークト) と、ハンス・ヴァイドナーとが、「上述したすべてのことを立証するために (*zu gezeugnisse aller vorgeschrieben dinge*)」ハインツに請われて各人の印章を吊り下げたと記されているだけである。なお、両名は、囚われの身のハインツの釈放のためにローテンブルク市に口を利いた人物である。ところが、彼らとは別に、ベツォルト・ビショフ・フォン・ロールともう一人の男とがいる。彼らは、上述のすべての事項を真実なり、またしかと遵守するものなり (*aller vorgeschriben artikel war vnd stet zu halten*)、と誓約する。ハインツと共に。ここでは、彼ら2人は、ウァフェーデそのものを誓約するという意味の共誓者ではなかった。2人の印章は添付されていない。ハインツ釈放のために口を利いたほどの人物にこそ印章添付を託す、との意味なのであろうか。もちろん、ベツォルトらが印章をもたぬ、という事情があるのかもしれないが。

同じく釈放請願者が印章を提供するのは1400年8月22日ペーター・ベルトヴィン・フォ

ン・ゴスマンスドルフと、ハンス・スメリンガー・フォン・ホーエンシュタットとの誓約事例⁽¹³⁾である。彼らは、ローテンブルク市民ハンス・ノイエンシュタットの手によってライゲルベルクの市塔牢に押し込められ (*gen Reigelberg in den turen gelegt*) 騎士ヨハン・トゥルフゼス (老) のとりなしで釈放され、ウァフェーデ (*ein slecht urfehe*) を誓った。ここでも、証書に印章を吊るしたのは、釈放請願者で主君たる騎士ヨハンであった。しかしこの他に、6名もの者——この中には、誓約者ハンスの同名の父がいた——が証書にその名を記し、他ならぬウァフェーデ (*urfeh*) そのものを誓った。この意味では共誓者であった。にもかかわらず、印章は添付していない。印章添付は、騎士ヨハンひとりに託したのであろうか。

以上の諸例によって見るに、誓約者本人に誓約を遵守させる旨を誓う者と、ウァフェーデ共誓者とはほとんど区別し難い。ウァフェーデ共誓者は捕囚の身に遭遇していたのではないから。

他方、クラフト・ユーベル (*Krafft Vbel*) が前述ブラントと同じく「ウァフェーデと和解 (*ein gut sleht urfehe und sün*)」を誓約した事例 (1389年8月25日)⁽¹⁴⁾では、誓約者本人の印章と、印章提供を懇請された「余の親愛なるコンラート・ヴァイト」の印章とが吊られた。印章添付に関しては、ウァフェーデ証書に最も通例の形態であった。コンラートは証人としても呼び込まれた。「上述の [クラフトが誓った] ことが真実であるのを立証するために (*zu warem gezeugnisse dis vorgeschrieben dinge*)。』

最後に、このように、誓約者本人の印章と被懇請者の印章とが共に添付された通例の形態の印章添付としては、ゴルトシュタインのハンスおよびヘンネ兄弟 (ヘル, ゴルトシュタインのエーベルハルトの息たち [*herrn Eberhart goltsteins süne*]) がおこなったウァフェーデ (*ein slecht urfehe*) の場合がある (1395年5月8日)⁽¹⁵⁾。兄弟それぞれが自己の印章を (*vnser yeglicher sein eigen insigel*) 吊るすと共に、兄弟の父エーベルハルトが請われて印章を提供する。印章添付者たちはこうして一大家族であったが、エーベルハルトは証書においては父ではなくヘル (*herrn*) と呼ばれている。従って、騎士的ウァフェーデの一つと考えてよい。父エーベルハルトは息たちの誓約行為の成就を見届ける証人であると共に、彼らの誓約が真実であり、かつ彼らが誓約を遵守することを保証する人物でもあった。

(3) 印章を有しそれを証書に吊るすのは、証書作成者たる騎士、従士の「名誉」を外部に示す行為である。印章を帶有せぬ者も帶有せぬ旨を明言することで、あるいはこれ自体は明言せずとも他の者の印章を取得し得た——これ自体、名誉なことである——ことを (そしてこのことだけは) 証書に明記することで、彼の名誉は保持される。この点

は、ウァフェーデ誓約と対極的關係にあるフェーデの通告においても見いだされる⁽¹⁶⁾。

こうした名誉の問題と並んで、印章は2つの役割を果たすものと期待されていた。第一に、ウァフェーデ誓約が——しかも、種々の誓約事項を伴って——おこなわれたこと自体を証明するものとして。上述のハンスおよびヘンネ兄弟の事例でいえば、彼らは、証書の中でいろいろのことを約束していたが、「以上のことを、[この証書が] 真正の文書となるよう (*dez alles zu warem urkunde*)」立証するために、みずからの印章と共にさらにヘル、エーベルハルトの印章を請うた。ハインツの事例では、ユンカー、ペーター・フォン・クリンゲンシュタインと、もう1人とが印章を吊るし、誓約されたことを証明せんとする。第二に、印章はウァフェーデの誓約を遵守することを証明し、遵守を担保するものとしての役割を果たす。上記クラフトの事例や、ブラントの事例がこれにあたっという。無論、実際の状況のもとでは、以上2つの役割はしばしば別けられなかったであろうが。

さて、最初のブラントの事例に戻って、その誓約証書にはユンガー・オッテの印章が欠けていた。その間の事情は、わからない。ユンガーは共誓者の1人に過ぎず、こうした地位の者については、印章の添付は必ずしも必要とされてこなかった（このため、代わりの印章も要しなかった）のであろうか。偶然持参していなかっただけなのか。印章の無添付についてその理由はわからぬものの、無添付そのものについて十分考えられるのは、こうであろう。ユンガーは自己の印章がなくとも、他の共誓者の印章で自己の印章の欠如を補うことができると考えていたということである。

このことを十分示しているとおもわれるのは、別の例だが、ヘルボート・テュルケル (*Herbort Türkel*) なる者がヴェルツブルク司教にウァフェーデを誓った事例である。ヘルボートのための釈放請願者かつ共誓者 (全3人) の一人ペーター・テュルケルは、ヘルボートの誓約証書の中で述べる。彼は印章をもたぬので、他の共誓者2人の印章をもって誓約遵守の証しとする、と⁽¹⁷⁾。

いずれにせよ、ブラントの事例では、9人の共誓者の名は、ヴォルフリン・コッツビュールなる者以下、このユンガー (正確にはヴァルター・ユンガー・オッテ・フォン・インジンゲン) に至るまで9人の共誓者一人ひとりの名が証書の後段に丁寧に掲げられており (*Ditz sint die name die mit mir gesworn haben*)、この意味でも、保証人たる役割の共誓者が有する意義は決して小さくない。印章が、誓約を遵守する証しとなっていた。このことが注目すべき一点である。

(4) 印章添付の問題の他に、以上の諸事例全体として注目すべきもう一点は、ウァフェーデ誓約をたんに約束に終わらせずに現実にも守らせるための、ローテンブルク市側のな

みなみならぬ意欲である。ただ、この意欲を、司法制度の整備——例えば、誓約違反の場合に備えた拘禁制度を確立するといった——によって都市自身が積極的に実らせるだけの力はない。他の人間による助力を請わねばならなかった。それが、諸事例に登場してくるさまざまな人物である。釈放請願者であれ、共誓者であれ、本人に誓約を遵守させることを約束する者、また印章被請願者であれ。彼らは、印章を添付することもある——釈放請願者は通例添付した——し添付せぬこともある。この点では、区々である。しかしいずれであれ、彼ら共通の役割は、ウァフェーデの誓約を担保することにあった。なお、ウァフェーデ誓約を担保する形態として度々登場するアインラーガー (Einlager [人質保証])⁽¹⁸⁾ は、フランケンの事例では、少なくとも上記の誓約証書においては述べられていない。これについては、他の関連から、第3節で触れたい。

ともあれ、都市がウァフェーデ誓約を現実にも守らせるために人的資源を活用したおもとにあるのは、捕囚の身に陥った者の捕囚という苛酷な状況といえよう。従って、この状況に陥った被捕囚者による報復の恐れは十分予測されるところであり、この点で都市側の憂慮には看過できないものがあつた。捕囚という過酷な状況を窺わせてくれる一例としては、ハンス・ヴォルフ兄弟が主君ヘンネベルクのグラーフ、ヴィルヘルムにたいし誓約したウァフェーデであり、この中にあつたハンスの言葉である。「余が捕らえられるに至つた惨い捕囚について (*von sulchs harten gefengnisse wegen, als ich Hans Wolf gefangen gewest bin*)」主君、およびそのラントと人民にたいして敵対 (*wider*) することはせぬ、と⁽¹⁹⁾。

たとえフェーデの渦中であれ、捕縛されるということ、捕囚の身に陥るといふことが、当事者にとっていかに深刻な事態として感じられていたかが、ここに現われている。

(5) これまで、ウァフェーデ誓約をおこなつた者自身が一人称でしたためた、いわば狭義のウァフェーデ誓約証書のみ言及してきたが、ウァフェーデ誓約をしたためた証書は他にもある。その主要なものが、ウァフェーデ誓約が起きたことを第三者の手で記した文書である。フランケンについては、1351年11月19日の証書⁽²⁰⁾がその一つである。本稿ではこの種の証書としてはこれのみを取り上げるため、多少その内容に触れておきたい。これによって、ウァフェーデ誓約の別種の証書について一端の考察を示したい。

さて、1351年のこの長文の証書によれば、ヴェルツブルク司教アルブレヒト (フォン・ホーエンローエ) の面前 (司教法廷) で、和解とウァフェーデとが誓われ (*ein stete gantze sūne vnd vrfefe gelobt vnd getan*) た。一方の当事者は騎士 (*der veste ritter*) ——グンデルヴィル (グリュンスフェルトの役人 [Amptman]) ——と彼の友人親族 (*frunde*)、支援者 (*helfer*) であり、他方はローテンブルク市民とハインリヒ・シュ

ナイダー・フォン・ローテンブルクおよび支援者である。紛争の起きた理由はわからない。証書文中から探した言葉でいえば「この問題について (*von dirre sache und dinge wegen*)」和解とウァフェーデとが誓われたとあるのみ。ただ、後述からわかるように、グンデルヴィル——彼は、おそらくヴェルツブルク司教に仕える者であったのであろう——はローテンブルク市をなんらかの事件で告訴していたが、これがこじれたのであろうか。紛争の当事者双方が集団となっていたのでそのため当事者本人のみによる解決が難しかったのであろうか、(おそらくグンデルヴィルがヴェルツブルク司教に訴え出るかたちで) 司教が肝煎りとなって解決に乗り出すことになったものとおもわれる。

紛争の原因についてはこのような事情にあったが、これにたいし、紛争の結果は多少具体的に挙げられている。原文で紹介すれば „*umb die ubelhandelunge ubervarn verwunden und gefangnusse und ander getat*“ と。いろいろの災い、攻撃、傷害、捕縛やその他のことが紛争の結果として生じたというのである。とりわけ捕縛は、当事者双方いずれの側にも起きた。つまり、双方の幾人かが囚われの身に陥った。このため、彼らの釈放にさいして双方側が相手方に、それぞれ、ウァフェーデを誓約することになった。なお、上記ハインリヒ・シュナイダーは、(役目柄か) ローテンブルク市民の先頭に立ってグンデルヴィル側を捕縛するのに働いた人物であろう。

ウァフェーデ(復讐放棄)について、証書はこう述べる。当事者双方について、捕らえた側の者(捕縛者)は捕らえたこと(捕縛行為)について捕らえられた側の者(被捕縛者)にたいし責めを免れる (*ledig und los sin von der gefengnusse*) べし、と。すなわち、捕らえたことについて復讐を受けるいわれはない、というのである。司教が双方共に誓わせたことの中で、これが最も重要なものであった。この他では、誓約内容は当事者ごとで違う。グンデルヴィルはローテンブルク市にたいする訴え (*alle ladung gerihte und klage*) を放棄する。ハインリヒはグンデルヴィルにたいする償いのために (*zu bezzerunge*) ローテンブルクの市牢に入る。司教の恩赦があるまで。釈放後は、ローテンブルク周囲20マイルの土地 (*daz lant*) の外に永久に留まる。グンデルヴィルと(彼の死後は)最近親の相続人とがこれ(都市領域外への所払い)につき恩赦を施す (*darwider gnade teten*) ので無ければ。双方それぞれにたいし別々に課せられた誓約は、以上のようなものである。なおこのうち、最後に挙げた所払いをめぐるのは、当事者主義的な様相が色濃く出ている。

誓約違反のさいに生じる制裁については、次節に譲りたい。以上の「協定、和解とウァフェーデ、および友愛 (*dise rihtunge und süne urfehe und fruntschafft*)」を堅く遵守するのに、都市側からはディートリヒ・フォン・ルーデン——彼はいろいろの証書で

文書の証人として活動している — 他2名の市民が保証人となって名を連ねる。グンデルヴィル側はグンデルヴィル当人および親族友人、支援者が保証の任に就くのみで、別個の保証人の名は挙げられていない。いささか、片手落ちの感がしないでもない。司教はグンデルヴィル側に多少緩やかな対応にあったのであろうか。ともあれ、最後に当証書には、証書発行者たるヴェルツブルク司教アルブレヒトの印章が捺された (*disen brief doruber versigelt mit unserm insigel*)。当事者双方から請われ (*bete willen beyder parteiye*) て「以上述べられた事項すべてが真実であることを証するために (*diser vorgeschriben dinge aller zu urkunde der warheit*)。」

2 プラントによる誓約

さて、以下では、プラントとその共誓者が誓ったものをその内容に即して3点にわたり指摘したい。そのさい、騎士的ウァフェーデの他の事例も考察に引き入れるであろう。

(a) 先ず (*dez ersten*)、プラントは「余を捕らえるのに、口にもしたり、行ないもしたりしてきっかけを与えた者 — これらの者すべてにたいし (*gein alle die die ie rat oder tat haben gehabt in miner gefenknusse*)」ウァフェーデと和解を誓った。「余かつ余の親族友人すべての名において (*für mich und für alle min fründe*)。」プラントの事例では詳細は述べられていないが、誓うのは、誓う当人が市牢に捕らえられていて、その後とくに主君や主君筋から釈放の請願があって市民が彼を釈放したときである。これを前述ハインツの誓約証書における原文で示せば、こうである。„*alz mich die burgern von Rotenburg gefangen und in gevengnisse gelegt heten und mich mein lieben junkherren Peter von Klingenstein vogt zu Wopperg und Hans Weidner gesessen zu Michelbach mit fleizziger bet an den burgern von Rotenburg der selben gevengnisze geledigt haben.*“ ここには、フェーデの過程で捕らえられることと、ウァフェーデの誓約とに密接な関係があることが明瞭に出ている。上記ハンス、ヘンネ兄弟の誓約証書では、よりはっきりと、ローテンブルク市民は「われらにたいして、釈放の宣告をした (*uns ledig gesagt haben*)」とある⁽²¹⁾。

誓いの内容は詳らかではないが、プラント自身も彼の親族友人も、彼を捕縛するのに関わった者らにたいし、なかんずくローテンブルク市民にたいして報復することはせぬ、ということであろう。これを、文言の上ではっきり述べているのは、前述クラフトの誓約証書である。きわめてわかり易くかつ典型的、定型的文章なので、原文通り引こう。„*und daz ich noch niemand von meiner wegen daz nimmer sollen noch wollen gerechen noch anden mit worten noch mit werken heimlich noch offenlich mit*

geriht oder on geriht geistlichen oder weltlichen in deheiner wise fürbaz ewiclich on alle geverde.” 上記の „*nimmer sollen noch wollen gerechen noch anden*” とあるのが、「復讐することも仕返することも、なすべきではないし、なそうともおもわない」という報復断念を指している⁽²²⁾。

誓いの向けられた相手は、上述のように、捕縛に直接間接に関わった者である。クラフトの事例でも „*gen allen den die schulde rat oder getat doran gehabt haben oder dorinne verdaht sin*” と見える。このような個々の捕縛従事者にたいしてクラフトは報復しないということである。しかし他方で、ウァフェーデの誓約証書はローテンブルク市当局および市民全体に向けて発せられた。クラフトの事例によれば „*gen den erbern wisen Burgermeister Rat vnd Burgern gemeinlich der selben Stat zu Rotenburg*” と見える（なお、ここに、「名譽ある賢慮な市長」等というように敬称が用いられているのに注目されたい。誓約者の恭順な姿勢が窺える）。捕縛行為は都市全体の関心事であったことがわかる。同事例に、捕縛行為に具体的に関わった或る個人の名が挙がっているのは、このことに関係していよう。いわく „*umb solich gefenknisse so der von Rotenburg diener Wunold bey Landsburg*” と。彼（Wunold）は都市従者（*diener*）の役職に就いていた。都市にとって有害な人物を捕捉するのは、彼の任務の一つであった。

(b) 次いで (*auch*)、プラントは誓う。(b-1)「ローテンブルク市と、その市民にとって有益となることをおこなう (*der stat zu Rotenpurg vnd der burger do selbst frummen werben*)。」「(b-2)「貴殿らの損害となることは、避ける (*irens schadens warnen*)。」「すなわち「われらの生命あるかぎり、永久に (*die wile wir leben on geverde eweclich*)。」「以上の „*frummen werben*”（「有益となることをおこなう」）および „*schadens warnen*”（「損害となることは、避ける」）の両文言は、前述の他の諸々のウァフェーデ誓約証書においても常套句として登場し、例えばクンツ、ゲッツの誓約証書にも „*iren schaden sol warnen vnd iren frummen werben*” とある。クラフトの証書だけには、この言葉は知られない。これに代えてか、「良き友たること (*gut fründe zu sein*)」を誓った、と見える。いずれにせよ、都市とその市民の利益になることはなんであれおこない、損失になることはなんであれ回避するということである。こうした抽象的、包括的な言辞はその内容が稀薄であるだけに、ウァフェーデを誓った後の騎士たちの行動に介入する機会を都市側に与える口実となろう。(b-3)「またわれらは、都市と市民にたいし不法をなすことあるべからず (*auch sollen wir wider die stat vnd die burger widerreht nit tün*)。」「最後に (b-4) プラントおよび共誓者のな

んぴとかが、ローテンブルク市民全体にたいし、あるいは個々の市民にたいし、「訴えを起こさざるをえない (*zu schiken hetten*)」ときは、「われらは、都市へと騎行し (*in die stat reiten*)」,[都市の] 裁判官と市民との面前において、貴殿らによる、友愛の法による裁きに服す (*ein fruntlich recht nemen*) べし。都市の法と慣習とにあるように (*als der stat recht und gewonheit stet*)。』フェーデと裁判の問題が、ここに出ている。フェーデの通告無くてフェーデまがいの事件を起こすのを不法の行為と断じ、また、(フェーデに頼らず) 裁判のルールに基づいて紛争を解決することを促す趣意である。

ところで、ここに「友愛の法による裁きに服すべし」にいう「友愛の法」とは、この時代にしばしば述べられる慣用語の一つである。従来敵対関係にあった当事者が(ウァフェーデ等によって) 和解する⁽²³⁾ ときの方法を指している。和解以後に紛争が再燃するときは、裁判所において当事者の合意によって解決が図られるということである。別の言葉でいえば、例えば「合意によって、もしくは法によって (*zu der minne oder zum rechten*)」あるいは「合意によって、および法によって (*mit der mynne und den rechten*)」ことにあたるべしとか、事件が解決されるべし⁽²⁴⁾ とかにある「合意によって (*zu der minne/mit der mynne*)」を指す。「合意によって」は「友愛によって」と言い換えてもよい。ここで強調されているのは、(イ) 紛争の解決は実力行使すなわち敵対によるのではなく裁判所における手続きに委ねられるべきこと、しかも(ロ) そのときの手続きは、告訴・弁論・判決の訴訟過程によるのではなく、当事者間の交渉と合意に基づいた和解によるべきことである。

紛争があるときは「友愛の法」に基づく解決(この出自はラント平和令の規定にあるようだ)^(24a) によるべしということは、前述の諸ウァフェーデ誓約証書においても誓約されている(ただし、クラフトの証書には言及がない)。例えばハインツの誓約証書にいわく、「貴殿らの都市の法と慣習にある通りに、貴殿らの都市において、貴殿らのアムトマンの面前で友愛の法を求める、というのでないかぎりは (*ez sey dann mit einem fruntlichen rechten in ir stat zu Rotenburg vor irem amptman*)、余の生命ある間は永久に、貴殿らに敵対すること、および敵対してふるまうこと (*wider sie gesein noch getün*) あるべからず。」フェーデが起こり得ることを、また現に起こっていることを直視し、これらのことを認めつつ、しかも事件の解決を訴訟にではなく、友愛(合意)に委ねんとするのである。

(c) さらに (*auch*)、ブランドと共誓者とは誓う。こうである。(c-1)「なんぴとかが (*iemand*) が、拿捕、放火あるいは略奪によって (*mit deheinerley nome, brant oder raup*) 不法に (*wider recht*) 都市あるいは市民を攻撃することあるときは、われらは、

その者の敵となるべし、市民がその者の敵となるように (*den sollen wir alz vint sin als die burger*)。攻撃者たる「その者」は都市の敵となると同時に、プラント以下誓約者たちの敵ともなる。「その者」に対抗する意味では、ここにはプラントおよび共誓者と、都市とのある種の「同盟」が成り立っている。もっと正確に言えば、当時現に結成されていた同盟—すなわち1353年8月23日(ニュルンベルク)国王カール四世の肝煎りで成ったラント平和同盟⁽²⁵⁾の一部分(ごく一部分であるが)を構成すべき「同盟」である。しかも、まさに、そのラント平和同盟にプラントの誓約証書は、以下のごとく言及している。このくだりは、本証書の中で最も難解な部分でもある。全体としていえば、ローテンブルク市の裁判所と、同市に敵対する他の諸勢力、なかんずくフランケンの諸侯や領主貴族の裁判所との、ある種の対抗関係が問題となっている。すなわち(c-2)「不法なかたちで都市の敵となる者がいるように都市にとって有害となる者、あるいは[ラント平和]同盟にとって有害となる者 (*die der stat also wider reht vint wird oder den bünden schedelich*) がいる。そこで、われら[プラントら誓約者]のなんびとかが、この者あるいはこの者らを捕らえるときに、この者あるいはこの者らが、われらの一員となっていることがある。このとき、われらが、その者らの一人を、この都市にとって有害となる裁判所へと引き込み (*der selben einen in ein gericht brehten die der stat schedelich wird*)、これによってこの裁判所がわれら[もしくは、われらの一員]を裁判せんとし、われら[もしくは、われらの一員]の裁判所[すなわち、われらを、もしくは、われらの一員を裁く裁判所]になることがある。かつ、こうしたことが起きる度に、われらはまずはこの裁判所に参集することがある。」このようにして、プラントやその共誓者らのなんびとかが同じ仲間のひとりを、都市にとって有害な裁判所に引き渡すようなことが起こるときは、これをおこなう者は、「あらゆることで、同盟[なかんずくローテンブルク市との同盟]を断ち切られる (*der bünde ledig sin*) べし。」なお、冒頭に「不法なかたちで都市の敵となる者」とは、おそらくは、フェーデ通告を経ずにフェーデまがいの行為に及ぶ者を指していよう。

さて、このように、都市や同盟にとって有害な人間を「この都市にとって有害となる裁判所へと引き込」むとあるのは、いかなる事態を示しているのだろうか。文意は、こうではないか。都市にとって有害なる人物(A)は本来は都市の裁判所(B)に訴えられて、ここで裁判がなされるべきである。ところが、こうした者らの事件を、別の裁判所、しかも当該都市に敵対する(領邦権力の)裁判所(C)に持ち込み、この裁判所で裁判をおこなわせようとする者(D)がいる。こうした者(D)は上記(C)と結託することになる。こうなると有害なる人物(A)にたいする裁判もまた、都市の裁判所

(B)にとって不利にしか展開せず、有害なる人物(A)は釈放されるかして、再び都市にとって有害な存在となるであろう。以上の意味において(A)(C)(D)は全体として、都市(B)——ローテンブルク市——の裁判権力に打撃を与えることになる。

ブランドらがこうした者(D)の行為に該当する行為に及ぶときは、彼らは都市との同盟を解かれる。ただし、「かのウァフェーデと和解とは、このかぎりにあらず(*on vz-genomen der urfeh vnd der süne*)。」言い換えれば、ウァフェーデと和解において誓約されたこと——上述の(a)(b)——は、都市との「同盟」が解消された後も、ブランドらは遵守を怠ることがあってはならない。この条項がウァフェーデ証書に書き込まれることで、このかぎり、同市はブランドらに無害たらしめんと図った。もちろん、ブランドらが都市との「同盟」から放たれた後もウァフェーデと和解を現実に遵守するかどうかは、予断を許さぬことであろうが。

この「同盟」の言葉は、ブランドの証書では、さらにもう1回用いられている。ブランドは、証書のほぼ最後のくんだり——共誓者の名前の列挙の直前——において述べる。「余、前述のブランドは、また、この同盟と[誓約]諸事項(*die bünde vnd artikel*)とを、全体として、かつ個々にも、余の生命のあるかぎり永久に、確固として守ること(*stete zu halten*)を誓った。」このくんだりでは、むしろ、ブランドらとの直接の同盟が語られている。ともあれ、ウァフェーデ誓約者と相手都市との関係をこのように「同盟」と見る考え方は、時代からくる影響であろう。ブランドの時代(1357年)は周知のように、ラント平和同盟、都市同盟の時代であった。やがて、有名なシュヴァーベン都市同盟(1376年)、諸侯同盟の時代を迎える。

以上が、ブランドとその共誓者がローテンブルク市と誓約を交わし、約束したことであった。では——ウァフェーデ証書には通例、最後辺りに書き込まれる事項だが——誓約と約束とにたいし違反が生じるときは、どうなるのであろうか。この違約については、ブランドの誓約証書に述べられていた事柄の全体に関わってくるので、次節で言及したい。

3 ペーターによる誓約

ウァフェーデ誓約者による都市勤務に言及するもう一つの証書は、1378年10月11日ペーター・フォン・クリンゲンシュタイン(*Peter von Klingenstein*)発行の誓約証書である。この中で彼は、ローテンブルク市との間に起きていた争いについて(*vmb alle brüch vnd stöz*)、同市と和解(*ein ewig süne*)し、ウァフェーデを誓約した⁽²⁶⁾。

この事例からは、ブランドの事例には見られなかったことがわかる。誓約は手の指を

挙げ (*mit uffgerekten vingern*), かつ予め教え込まれた文言によって (*mit gelerten Worten*), しかも強制を加えられることなく (*unbetwüangelich*) 果たされた。これらをことさら述べるところから推察するに, この事例では, ウァフェーデ誓約は, おそらく代弁人を伴い, 訴訟における伝統的な立証手続きの形態を取って都市裁判所で起きていたようである⁽²⁷⁾。

なにを誓約したのかについて — これは, プラントの誓約証書にはなかったが — こう見える。しかし, 記述はむしろ包括的抽象的である。「余は, 貴殿ら [ローテンブルク市民] にいかなる手段によっても敵対したり, 敵対行為に及ぶことはない (*nimmer mer wider si getûn oder sin sol in dehein wise*)。」「フェーデの放棄である⁽²⁸⁾。

ペーターの誓約証書の前半部分は都市のための勤務の問題で占められている。これは次節に譲って, 後半部分を見てみよう。ここには, 2点の記述が見られる。紛争は裁判所で解決されねばならないこと, 和解を破るときは一定の制裁を受けること。一般にウァフェーデ誓約証書に記載されている事項である。このうち和解の破約の効果については, プラントの事例で述べたように誓約事項全体に関わるので, 次節に譲る。

さて, 紛争は裁判所で解決されねばならない。「もし余がなんらかのことについて貴殿ら [ローテンブルク市民] と, または貴殿らの一党 [友人] と争わざるをえなくなる時 (*mit in oder den iren zu schaffen hette*) は, あるいは貴殿らに, または貴殿らの身内の者に或ることを要求せ (*gewinnen*) ざるをえなくなる時は, 余は, 余の好むところに従い (*welches ich wil*) 都市裁判官の面前 (*vor einem richter*) か, 市参事会員の面前 (*vor einem rat*) かのいずれかにおいて, 正規の法による裁判を求めること (*mit einem slehten rehten*) 満足しなければならない。」ここではプラントの事例とは違って, 「友愛の法」ではなく「正規の法」(訴訟手続きの法)による裁判がうたわれている。いずれにせよ, 市民にたいしてなんらかの要求を起こすときは, フェーデに訴えずに裁判ルールによることが求められている。

2 騎士の都市勤務をめぐる事例について

1 プラントによる誓約

さて, プラントおよび共誓者とローテンブルク市とのあいだで, 上述の諸事項以外にもう1点を取り交わされ, 一致を見た (*Auch ist geredt und gedingt*) ことがあった。

それが、都市のための勤務である。こうである。「われら [プラントおよび共誓者] は、2年間にわたり、帝国と都市の名誉のために、また帝国と都市とに仕えるために (*zu eren und zu dinst des Reich und der stat*) われらを勤務に (*mit unsern dienste*) 就かせることにするものなり。」しかも、都市から、勤務のために必要な都市騎行について「催告を受けるときはその度に (*wenne oder wie oft wie des ermant werden*)。』

この場合、勤務に関わる費用の問題が、重要事項であった。これについては、次のように述べられている。勤務に要する「経費は、われらの負担のうえて (*vff unser selbs kost*)、都市に騎行するものなり。」ただし、市民が行軍に携わる (*die burger vz zihen*) ときは「われらは、彼ら[市民]と共に、[彼ら]市民の経費によって (*vff der bürger kost*)、勤務に就くものなり。」ここに「市民が行軍に携わる」とあるのは、こうであろう。ある事件が生じてこの解決のために、市民がみずから軍務行動を起こす必要が出てくることもある。このときは、行軍は市民が中心となる。プラントらはここに一員として加わるに過ぎない。従って経費は都市自身が負担する。なお、経費（そして損失）の問題については、次のペーターの事例で言及するであろう。

さて、都市勤務およびこれと共に誓約され約束されたことにたいし、違約が生じるときは、どうなるのであろうか。プラントの誓約証書にいわく、「またもし、なんぴとかによってこの和解が破られるようなことが起きるときは (*were auch ob die sune ieman usser sin*)、これを惹き起こす者すべてにたいし、われらは敵となるべし、市民がその者らの敵となるのと同じように (*den sollen wir die zehen alle als vint sin als die burger on geverde*)。』和解違背者にたいしては、プラントらは違背者の「敵」となる。以下では、破約の問題を中心にプラントの事例をまとめたい。

プラントは、都市勤務等を自分共10人で誓約した。彼を除いた9人は彼の誓約を担保する保証人であったが、彼ら自身も彼と共にウェアフェーデを誓った。彼ら共誓者自身はプラントとは異なって被捕縛者ではなかったから、彼らのウェアフェーデは、こうなろう。プラントが捕らえられたことで、プラントを捕らえた者らにたいして報復はせぬ、と。プラントを捕らえた者らにたいして、プラントとは別に独自に報復するというのではないと誓い、プラントに報復を止めさせることを誓うのがここでの保証の方法であった。では、こうした共誓者による誓約——これ自体は、なにによって担保されているのであろうか。9人の全部、もしくはそのなんぴとかが破約すると、彼らもしくは彼はプラント本人の「敵」となること、また破約せぬ他の共誓者らの「敵」となること、言い換えれば敵対関係、すなわちフェーデが生じることである。これを回避するには、ウェアフェーデの誓約を遵守しなければならない。プラント当人にも、同じことが課せられる。フェー

デ実行の常套手段であった拿捕、略奪、放火によってローテンブルク市民を攻撃する者らにたいし、プラントは、この者らの「敵」となることである。

2 ペーターによる誓約

ペーターの誓約証書（1378年）には、都市ための勤務に関して、プラントの証書（1357年）には見られぬことが述べられていて興味深い。

まず (a)、ペーターは4年間は (*dise nehste vier jar*) 毎年「槍四組をもって (*mit viar spiezzen*)」勤務す (*einen dienst tûn*) ベしと。槍 (*Spiess*) 一組とは「一名の重装騎兵、二名の随伴騎兵、数名の弩兵、歩兵からなる戦闘単位」⁽²⁹⁾を指すものとされる。少なからぬ負担を意味していよう。勤務は、都市から催告を受けるときは (*wanne ich dez von in ermant wird*) 用意おさおさ怠りなく果たさねばならない。

次に (b)、勤務は、年1回切りのことなのか、それとも、年間に催告を受ける度に果たさねばならぬのか。プラントの証書には明瞭ではなかったが、ペーターの証書には「毎年1回の奉仕を為す (*alle jare einen dienst tûn*)」とある。勤務は年1回切りであるようだし、それが実情に添ってまいよう。さらに (c)、勤務に関わる経費は都市の負担 (*vff ir koste*) となるが、勤務で生じた損害はペーターの自己負担 (*vff minen schaden*) である。ただ、経費とか損害の中味については書かれていない。おそらく、経費とは人員・馬匹のための糧秣等であろう。給金は、経費には含まれないであろう。正規の傭兵契約ではなく、ウァフェーデ誓約の一環として約束されたことであるから。給金は支払われない。損害とは、勤務の過程で被る損失、とくに戦闘における人員・馬匹・武器等の損失ではなかろうか。

このうち損害の事例として参考になるのは、ヴェルツブルク司教に勤務した騎士が発行する領収書である（後述でも触れる）^(29a)。騎士が受け取った給金等について受け取り（領収書）を司教に向けて発行する。こうした事例は数多くある⁽³⁰⁾が、このなかに関係の事例⁽³¹⁾が見いだされる。ヴィルヘルム (*Wilhelm von Sliczse, von Huselstam genannt*) とヘンヒン (*Henchin Mengosz*) は、勤務中で失った2頭の馬の損失に代えて (*fur die zwey pferd, die wir yn syme dinste verloren*) ヴェルツブルク司教から受け取った金額 (47グルデン) について受け取りを発行している (1374年3月17日)。上記ペーターの場合は、こうした損失は自己負担となる。また経費についてはフランケン有数の貴族グラーフ、ヨハネス・フォン・ヴェルトハイム (*Wertheim*) がヴェルツブルク司教に果たした勤務の事例が参考になろう。ヨハネスの申し立てによると、勤務によって生じた食料等の経費 (*sullich kost und zerung, die wir von sinen wegen*

verczert hatten) は200グルデンに上った。このうち170グルデンはブルンバッハ (Brünbach) 修道院長ルードルフが支払った。ヨハネスはこれを受け取ったのでこの170グルデンの分について司教にたいし支払いを求めることはない (quit, ledig und lohs) ことを証明する文書、つまり現在でいえば領収書⁽³²⁾を発行した (1375年2月1日)。上記ペーターの場合でも、こうした経費は都市が支払う。

最後に (d), ペーターの誓約証書からは、勤務の形態もしくは条件が若干わかる。或る年に都市側が槍四組以上の勤務を求めるときは (zu einem wol mer spiez von mir begerten), ペーターは「できるかぎり (ob ich mag)」都市の意向に添うべく「それ [勤務] を提供すべし (die sol ichin bringen)。」前回 (vorhin) 槍四組を超えて余分に負担した槍組数の分は (mit wie vil spiezzen), 次回に (dornoch) 勤務すべき割当数 (つまり「槍四組」) から (an der zal der selben spiezz) 差し引かれる (abgen) べし、と。これによれば、例えば、或る年に槍八組の勤務に就けば、次の年は勤務を全部免除されることになるだろう。

さて、誓約したことにたいする破約の場合について、ペーターの証書は述べる。「余が、気力が衰えて — こんなことの起こらぬように! — (vor got sey daz ich so swach würde), この和解を破り和解に違背する (dise sūn breche oder vberfüre) とときは、上述でおこなった余の宣誓に基づき都市に騎行し (ryten in ir stat) なければならぬ。貴殿ら [ローテンブルク市民] から催告されるときはいつでも。そして」 — と続ける — 「そこ [都市] から立ち去ることはせぬ。それ [破約や違背] について、余が貴殿らに賠償を果たすまでは (biz daz ich in ein wandel dorumb getūn hette)。」都市を立ち去ってはならないのは、アインラーガー (Einlager) による保証を窺わせる。都市滞在は、宿泊飲食等の経費を膨らませる。このことが、できるかぎり早期に賠償をおこなうのを当事者に余儀なくさせる。

ペーターは、以上の彼の誓約の保証人として、ハインリヒ・フォン・ライノルトプルン、およびクラフト・フォン・クリンゲンシュタインなる従士 (vesten knehte) 兩名を立てた。兩名は、彼の熱心な懇請によって (von miner flizzigen bet wegen) 保証の役に就いた。こうして兩名の印章が誓約証書に吊り下げられた。もし彼がウァフェーデと和解とに違背すると、兩名は「余 [ペーター] に敵対し (wider mich), 余の敵 (min veinde) とならねばならぬ。上述の [ローテンブルク] 市民にとって [の敵となるの] と同様に (glich den vorgeantent burgern)。」このことは、ブランドら誓約証書に既述の通り記されていたことと揆を一にする。

ペーターが「余が、気力が衰えて」誓約を破るときは、と語るところは、前述クンツ、

ハインツの誓約証書にも知られる。クンツの事例では、破約するときは、こうである。クンツの釈放に口を利いてくれた騎士 (*ritter*)、ヴィルヘルム (若), ユンカー (*junkher*)、ルードルフ他 2 人のユンカー、コンラートとアーノルト (4 人はいずれもバンベルク在住) は、「余にとって (*mir*)、敵となる (*alz veint sein*) べし。既述のローテンブルク市民がそうであるのと同様に (*alz die vorgenanten Burger von Rotenburg*)。」「ハインツの場合も、釈放を請願したユンカー、ペーター・フォン・クリンゲンシュタイン (ヴァールベルクのフォクト)、ハンス・ヴァイドナー (以上の名はすでに前述しておいた) が、ハインツが誓約に違背するときは彼の「敵」となる。奇しくも、かつて (1378年 9 月 11 日) みずからウァフェーデを誓ったペーターはちょうど 20 年後他の者 (ハインツ) のウァフェーデ誓約事例 (1398年 6 月 23 日) においてこのように釈放請願者、そして印章添付者の一人として名を見せる。この事例では、誓約保証人は別にいて (ベツォルト・ビショッフ・フォン・ロール, およびヴァルター・ニュルンベルク・フォン・テトヴァンク) こう述べる。「われらは既述のすべての事項を文字通り、かつ確固として遵守すること (*war vnd stet zu halten*) を告知するものなり。」ハインツが違背するときは、彼ら兩名 (全部で 4 名) も彼ハインツの敵となる。

ここで、都市勤務には直接関わらないが、ウァフェーデ違背のさいの制裁には関係するので、前記 (第 2 節 1) 1351年 11 月 19 日のヴェルツブルク司教アルブレヒトの証書に述べられていた制裁に触れておこう。一部は、ペーターの事例と重なるところ——アインラーガーの問題——もある。さて、制裁についてはこうである。一方の当事者たるローテンブルク市側のハインリヒ・シュナイダーが所払いに違反して帰還するときは、「上述の [ローテンブルク] 市民は、彼 [ハインリヒ] の敵となるべし、これまで [相手方当事者たる] グンデルヴィンとその関係 [敵の関係] にあったのと同じように (*im die vorgenanten burger als vint als der Gündelwin*)。」「

「敵」となるべし——すなわち、ハインリヒを匿うことはあいならず——の制裁は上述これまでの事例で示されていたものと、変わりはない。ところで、この文章に、直ぐ次の文章が続く。グンデルヴィンと彼の支援者とを捕縛するに至った上記の事件にみずから関わった (*bie der vorgeschriben getat selbe gewesen sin*) ローテンブルク市民はまた次のことを果たすべし (*Ez sullen auch*) と、命じる文章である。ここにアインラーガーの問題が関係してくる。すなわち、このように事件に関わった「ローテンブルク市民は、「朕 [司教] が彼らに命じるときに、また朕が命じる都市へ (*wenne vnd in welche stat wir sie heizzen*) 赴く (*kumen*) べし。[身代わりを立てることなく] みずから (*mit ir selbes liben*) 赴くべし。朕が、彼らに、そこ [都市] から帰郷するこ

とを許すまでは。」

さて、このようにアインラーガーを述べる文章は、どう理解すればよいのであろうか。これは1個の独立した文章である。言い換えれば、所払いに違反して帰郷したハインリヒを匿うようなことが起こらぬ担保として司教がアインラーガーを命じる、といったコンテクストにはない。また、この文章には、直ぐ次の文章が続いている。いわく、「またローテンブルク市民は、償いのために (*zu bezzerunge*), 来たる聖ペトロのカテドラの記念日 [1352年2月22日] までに、グンデルヴィンに、ローテンブルクにおいて、100プント・ヘラー (*pfunt heller*) を与え、かつ支払うべし。彼 [グンデルヴィン] の子供の一人が、もしくは彼の親族の子供の一人が修道会に入会するときの支援のための支度金となるように (*zu steurunge zu beraten siner kinde oder siner frunde einem in einem orden*)。』

上記のアインラーガーの文章は、こうした支度金の不払いが起こらぬための担保としてアインラーガーが命じられるといった文脈にもない。そうではなく、上記のアインラーガーは、捕縛等の行為に関与した市民にたいし制裁として命じられている。その意味で、上述ペーターの事例にあった担保としてのアインラーガーとは、意味を異にしている。

アインラーガーによる保証には、ときとして、こうした適用例があるのであろうか⁽³³⁾。

3 フェーデ・ウァフェーデ・都市勤務

— 平和形成の観点から —

以上兵士としての都市勤務の例として、ウァフェーデ誓約証書からプラント、ペーターの事例を見てきた。じかに未刊行および刊行史料に基づいた考察としては、このようにかぎられたものしか土台にできなかった。そこで、これを補完する意味で、都市勤務について、既述シュヌラー編のローテンブルク文書要録集の記事から、いくつかの事例を見ていきたい。

都市勤務に至る契機となったのは、上述と同じく (1) ウァフェーデ誓約の場合がある。この他にさらに (2) フェーデの和解において都市勤務が約束される。また (3) 騎士が都市との取り決めで市民の一員になり、そのため都市税を支払わねばならぬところを、租税免除を受ける代わりに都市勤務に就くことがある。最後に、(4) 都市勤務契約そのものの締結による場合がある。

以下で述べるものは要録記事によっているので、詳細がわからぬところが少なくない。

原本史料による考察は他日を期したく、この点了解を請うしだいである。

1 ウァフェーデの誓約の場で

ウァフェーデ誓約のさいにローテンブルク市に兵士として勤務を約束する事例としては、上述プラントとペーターの場合の他に、ヴィーゼンバッハのハインリヒおよびアンドレアス兄弟以下4人の場合がある(1365年4月23日)⁽³⁴⁾。経費は都市がもつが、被った損害は勤務者側が負担する。この条件以外に、勤務内容と勤務期間については不祥。この事例では、誓約者の誓約を担保する保証人としてフリッツ・シュトラ임、ヘルマン・クレム、コンラート・フォン・ヴィーゼンバッハ以下10人の名が挙がっている。彼らは、こう宣誓する。ハインリヒらがウァフェーデに違背するときは、われら保証人はハインリヒら4人の「敵」となる。ローテンブルク市民がハインリヒら4人の敵となるのと同様に、と。さらに、ウァフェーデの違背があるときは彼ら保証人が、ローテンブルク市と、ラントグラーフ、ロイヒテンベルク (Leuchtenberg) のウルリヒおよびヨハンとのために、兵士として勤務する。期間は来たるヴァルプルギス祝日 [5月1日] から2年間である。勤務はその催告を受けたときに、年間1回かぎりです。経費は都市もしくはラントグラーフから受け取るが、被った損害は自己負担とする。

なお、上記ロイヒテンベルクのウルリヒおよびヨハンは、当時ローテンブルクのラント裁判所、すなわちローテンブルク国王宮廷裁判所 (Hofgericht) の裁判官であった。当裁判所は、ローテンブルク市とヴェルツブルク司教とのあいだで紛争の種となっていた。司教は、当裁判所を、帝国(また帝国都市)直属のラント裁判所たる地位から、司教領国所属の一ラント裁判所——フランケンでは、ツェント裁判所 (Zentgericht) と呼ばれる——へと移すべく狙っていて、ローテンブルク市はこれに抵抗していた。

さらに1379年1月24日の事例⁽³⁵⁾によれば、キルンベルク (Kirnberg) のフリッツ、ゲオルク父子は、彼らが被った捕囚にたいし報復はせぬと誓った。このとき、ローテンブルク市とシュヴァーベン都市同盟とに4年間について槍四組でもって勤務することを約束する。保証人は、ケッマーテン (Kemmathen) のエンゲルハルト、ハンスおよびプラント以下4名である。なお、シュヴァーベン都市同盟は1376年7月4日ウルムにおいて結成されたが、ローテンブルク市はこの事例のときすでにその一員となっていた(1378年5月17日に加盟)。上記で都市同盟が挙げられていたのはこのことに関係する。ときあたかも、諸侯および都市の同盟時代であり、時代の息吹を感じさせる事例である。

最後に1384年9月12日⁽³⁶⁾ラインスブロン (Reinsbronn) のゲッツおよびハンスは、ローテンブルク市にウァフェーデを誓約した。そのさい、彼らはそれぞれ槍一組をもつ

て5年間都市に勤務すること、および彼らの家宅を生涯にわたって開放することを約束した。この家宅 (*behausung*) の開放については、他の関連で後述する。

上述からわかるように、ウァフェーデの誓約にさいして都市勤務が約束されるのは、通例のことではなかった。むしろ、この事情の下で都市勤務が約束される例は少ないと見なければならぬ。しかし、ウァフェーデの誓約においてこのような例があることは、紛争と平和形成との関わりを考える上で注目に値しよう。また他の都市ではほとんど例が知られないという意味でも。しかも、次に述べるように、フェーデの和解においても都市勤務が約束される例が見いだされるのであれば、なおさらである。というわけは、騎士の交わすウァフェーデの誓約は、フェーデの和解の一つの形態を意味するのだから。

2 フェーデの和解において

そこで、フェーデの和解 (*richtung und sün*)⁽³⁷⁾ である。和解の場で都市に勤務が約束された。時代的には、こうした事例がウァフェーデ誓約における場合よりも早く登場する。この場合フェーデの和解とは、こうである。フェーデ実行者がフェーデ渦中で幸いにも都市側によって捕らえられることなく、フェーデ終結のために和解を結ぶことができた。この種の事例で初期例の一つとおもわれるのが、1337年7月21日の事例⁽³⁸⁾ である。このとき、クラフト・フォン・ルーヘンブーフ (Ruchenbuch)、クラフト・フォン・ラインスブロン (Reinsbronn)、アーペル・ムッル・フォン・ホーラッハ (Hohlach)、アウエルンホーフエン (Auernhofen) のラーポット・トゥロシュラーおよびジークフリート・トゥロシュラーが、ローテンブルク市とのフェーデ (*auflauff und krieg*) の末に和解する。彼ら5人のフェーデの相手としては、ローテンブルク市の他に、ローテンブルク・ラント裁判所 (すなわちローテンブルク・国王宮廷裁判所) 裁判官でラントフォークト、ハインリヒ・フォン・デュルヴァンゲン (Dürrwangen) がいた。この意味では、ローテンブルク市およびローテンブルク・ラント裁判所を通して帝国自体もフェーデの一方の当事者となっていた。

和解において、クラフト・フォン・ルーヘンブーフらはこう約束した。ローテンブルク市がヴェルツブルク司教オットーおよびゲッツ・フォン・ホーラッハとフェーデを戦うときは中立の立場をとること (ということは、彼らはこの両者となんらかの縁があったのであろう)、それ以外の場合にローテンブルク市がなんぴとかとフェーデに陥るときは、都市の求めに応じ各人「自分とも2人 (*selbander*)」の武装兵士を提供し、この者と共に都市を支援すること、支援の経費および被った損失は自己負担とすること、である。なお、先のフェーデに関係して帝国にたいする賠償問題がもち上った。すなわち、こう

である。今後2年間、都市周域10マイル内の地域において兵士30人をもってラントグラフ、ハインリヒ・フォン・デュルヴァンゲンのために勤務 (*dienst*) に応じることである。ただ、これに応じるかどうかの最終決定は、クラフトら本人に委ねられた。

勤務義務期間と勤務義務量とは、関係事例間でさまざまである。1年間1頭ないし2頭の軍馬でもって勤務 (経費は都市がもち、損失は自弁) する⁽³⁹⁾。3年間槍一組の武装で、また槍三組の武装で勤務する⁽⁴⁰⁾。5年間について槍二組の武装で勤務⁽⁴¹⁾。6年間給金を都市から得て勤務する⁽⁴²⁾。長い期間としては10年間 (従士1人軍馬2頭槍一組による) 勤務の約束が交わされた⁽⁴³⁾。

3 租税免除を受ける代わりに

ローテンブルク市は契約をもって騎士を市民の一員に迎え入れることがある。これを契機に都市勤務が生じる。その間の事情はこうである。市民となったからには、市民の義務として都市税 (*bet*) を支払わねばならぬのだが、これを免除されることがある。その代わりに、兵士として都市のための勤務に就く。この種の事例で比較的初期の例は1382年5月14日の文書⁽⁴⁴⁾に見いだされ、以後事例が続く⁽⁴⁵⁾。なお、都市勤務は課税に代わるものなので、市民となった騎士が租税を納めるときは勤務に就くことはない⁽⁴⁶⁾。1386年2月27日コンラート・エッリヒスハウゼン (Ellichshausen) が市民となる旨を述べる文書⁽⁴⁷⁾によれば、彼は都市に引っ越して5年間市内に住み、この間毎年6グルデン・ローテンブルク通貨の租税を支払うことになった。ここには — 当該の文書要録によるかぎり — 勤務に関することは述べられていない。

上記比較的初期の例に先立つ3年ほど前の一事例 (1379年8月8日) によると⁽⁴⁸⁾、或る騎士がローテンブルク市民の一員となった。市民が「都市の軍旗のもとに (*mit irrstet banir*)」都市の外に行軍に及ぶときは、当騎士は住居を都市の内外いずれに持とうが、市民と共に兵士たる勤務に就かねばならない。しかしこれは、課税免除の見返りとはなっていない。ここでは市民となった騎士は他の一般市民と同様に、租税納付と兵士としての勤務の二つながら義務づけられているのであろうか。二つながら義務づけられているのが騎士を市民に迎え入れるさいの当初の条件であったのであろうか。そしてこれがやがて変わり、都市勤務をより十全なものにするために租税を免除する必要が出てきたのであろうか。この辺りの事情は、よくわからない。

上記の比較的初期の例 (1382年5月14日) を見てみよう。ティエロルフ・シュタンゲ・フォン・ツェリンゲン (Zellingen) は文書を発行してこう述べる。ローテンブルクの市民となった。都市税の免除を保証された代わりに、5年間について都市当局の求めに応

じて槍四組をもって都市に勤務する。経費は都市がもつが、勤務の過程で生じた損失は自弁とする、と。この事例を基準に、他の諸事例で注目する点を見てみよう。ヴァルター・フォン・ハインリート (Heinriet) が市民となった旨を述べる彼の文書⁽⁴⁹⁾によれば (1384年4月1日)、彼は終生の間租税の免除を受ける。訴訟、また和解の裁判のときには (*zu tagen und teydingen*) 参集する。市民が「ラントにおける戦い」のために都市の外に出て行軍するときは (*wer ez, daz ein landes kriege angieng*) 武装従士1人と軍馬1頭とをもって戦いの間中勤務する。ここには、経費とか勤務期間とかについては述べられていない。一般に、勤務期間は5年間の場合が多いが10年間⁽⁵⁰⁾ のときもある。

じつは、このヴァルター・フォン・ハインリートは元来ローテンブルク・ラント裁判所 (国王宮廷裁判所) の司直 (*amptman ze Rotenburg*) であった。8年前の1376年9月4日 (ニュルンベルク) 国王カール四世はヴァルターにあてて文書⁽⁵¹⁾ を発給し、彼に命じていた。攻撃に晒され苛酷な被害に遭遇しているローテンブルク市民に救援の手を差し延べるようにと。このとき都市が戦っていたフェーデの相手つまり「敵」 (*etlich ir veind*) とは、以下のものである。しかも、彼らの攻撃は「不法であり理由がないものであり、著しい非行によって (*an alliu reht und schuls mit grozzem frevel*)」いた。ランツ・クロッフ (Rantz Kropf), エッケライン・ガイリンク (Ekelein Geiling), ベルンハイム (Bernheim) のヴィプレヒト (Wiprecht), クンツ, ハンス兄弟, クンツ・シュロット・フォン・ノイエンシュタイン (Neuenstein) および兄弟ヘロルト, ヒューレルバッヒャー (Hürelbacher) のハンスおよびハインツ, レンツリン・フォン・ヴィーゼンバッハ (Wiesenbach), ハインツ・フォン・ヘルボルツハイム (Herbolzheim), ブルクハルト・フォン・ヴァイラー (Weiler), ヴンネンシュタイン (Wunnenstein) のハンスおよびヴィルヘルム, エイゼンフート (Eisenhut) のアルブレヒトおよびラーベン, ショル (Scholl) のマルクヴァルトおよびエンゲルハルトであった。

総勢18人に上る。彼らは「朕および帝国の忠良なる者ら」と呼ばれているように帝国騎士であった。その上、これら騎士たちのもとには、彼らの同僚騎士や、彼らの従士や従者らが支援者として、かつ都市の敵として (*auch ander ir veind irer veind helfer*) として多数いた。もちろん、国王カールが彼ら18名に及ぶ騎士の存在を知っていたわけではない。彼らの名はローテンブルク市が国王に提訴し申告して初めて国王側が知ったのである。国王に提訴する前におそらく都市はラント裁判所に、騎士たちの攻撃は「不法であり理由がない」と訴え出ていたが、埒があかず国王に直接嘆願したものとおもわれる。こうして、国王の命を受けて支援に当たる前述ヴァルターは騎士たちの勢力に立

ち向かうことになる。そのためか、ヴァルターに宛てられたこの国王文書の中で、18名の敵にたいしヴァルターとローテンブルク市を支援するように、すべての帝国都市に指示が出されている。さらにヴァルター、ローテンブルク市が敵を追って (*gen iren veinden*) 他の帝国都市領に踏み入るときは、各都市は「平和 (友愛) と自由通行」をもって遇するべしと命じられた。

ラント裁判所の司直ヴァルター・フォン・ハインリートの下では裁判に埒があかなかつたとおもわれるのは、彼自身が都市の敵となっていたからである。すなわち、ヴァルターはちょうど1箇月前の1376年8月2日文書⁽⁵²⁾を発行してローテンブルク市と和解を結んでいたのである。ということは、それまでヴァルターは当市とフェーデを戦っていたことになる。戦っていたときすでに彼はローテンブルク・ラント裁判所の司直であった。8月2日の和解は多岐に涉っているが、後述との関連から一つだけ挙げておきたい。彼は持ち城タルハイム (Talheim) とヴィルデック (Wildek) の2つを都市のために開放すべきことになった。彼がローテンブルク市の都市裁判官職に就いている間は。なお、この和解とほぼ同時期に発行されたヴァルターの文書⁽⁵³⁾によれば、ときのラント裁判所裁判長でラントグラフ、ロイヒテンベルク (Leuchtenberg) のウルリヒおよびヨハネスは、ヴァルターに (改めてか) 下級裁判官職を授与した。また、この官職を受けることで彼はローテンブルク都市裁判権を取得することになった。ただし、下級裁判権のみの制限付きであるが。身分および土地をめぐる裁判、特別の罰金 (*ungewonlich bezzerung*) を徴収する権利は、ラント裁判所の高級裁判権に服した。

ローテンブルク・ラント裁判所の下級裁判官ヴァルターをめぐる事情はこれで止めておく。裁判官職といった地位にあった者すら市民となった例があること、こうしたことが起こるのにはそれなりの理由があることについて一端の理解が得られるならばさいわいである。フランケンの有力騎士の存在はかねてからローテンブルク市にとっては看過できず、このことが騎士を〈市民化する〉政策を取らざるを得なかった理由とはいえないか。勤務期間の5年間中に騎士本人が死亡する — これは、都市戦争時代 (後述) においては十分ありうることである — ときは、都市司直は遺族妻子の代理人となり (*versprechen*)、彼らの保護の任に就く。ただし、いったん定められた騎士本人の勤務条件は、その後も遵守しなければならない⁽⁵⁴⁾。ということは、遺族は、死亡した本人に代わる者を新しい勤務者として差し出すべきことになるのであろうか。

ところで、以上のように騎士が市民となる契約を交わす事例において、租税を支払って勤務を免れるにせよ、課税を免除される代わりに都市勤務に就くにせよ、いずれの事例においても共通してほとんどつねに述べられていた契約内容が一つあった (ただ、前

記ヴァルターの事例（1384年）には、このことは述べられていなかったが）。それが、騎士が都市外に有する——そして将来取得することになる——城、家宅等を、都市当局の求めに応じていつでも開放すること（以下では、「家宅開放」と称しておこう）であった。この事実から推察するに、騎士を市民として受け入れる契約の本当の目的は、都市勤務もさることながら、むしろ、騎士に「家宅開放」をさせることが第一にあったのではないかとおもわれてくる。

では、家宅開放はなんのためであったのか。これについては、はっきりしたところは不祥である。ただ、若干の情報は得られる。コンラート・シュロット・フォン・シュロットベルクが市民となったときの彼の文書⁽⁵⁵⁾によれば、彼の城シュロットベルクおよび、5年間の勤務の間で取得するかもしれない他の家宅は、都市に自由に利用させるべし、とある。なんのためだろうか。「都市が遂行するあらゆる戦争のために (*zu allen iren nöten*)」。また、上記ヴァルターの事例（1384年）によれば、市民となった騎士は、市民が「ラントにおける戦い」のために都市の外に出て行軍するときは武装従士と軍馬とをもって勤務すべきであった。わずかであるが、これらの事例から推察すると、こうなのではないか。家宅開放が義務づけられたのは、市民が都市の外で行軍に及ぶときに、騎士の城、家宅を、市民の行軍にとって無害たらしめるため、もしくは当該城、家宅を市民軍の一時的駐屯の場所に当てるためだった、と。まさに、「諸侯と都市とが合い戦う戦争の (*in dem krieg, do hern und die stet mit ain ander krigten*)」⁽⁵⁶⁾時代、すなわちシュヴァーベン都市同盟参加都市を中心とした都市戦争の時代 (*zu der zit, do der stryt und daz niderlegen zu Swaben an den steten geschach*)⁽⁵⁷⁾の一端を伝えてくれる事象が、この家宅開放であった。

4 都市勤務契約の締結によって

兵士としての都市勤務は、以上のようにウァフェーデや和解のさい、また租税免除の見返りとして以外に、騎士と都市との雇用契約に基づく⁽⁵⁸⁾ところからもきていた。この一つに、詳細な傭兵契約が結ばれたものがある（1383年11月11日）。このとき都市と契約を締結したのは、ハンス・ホーゼンタウエル (Hosentauer)、ペーター・プラスト (Plast)、ベルトルト・シュヴァルツェンベルク (Schwarzenberg)、ハンス・レッシュ (Lesch)、クーン・レンツェル (Renzel)、ハンス・シュヴァルツェンベルク、ルーデイガー・フォン・コッレンベルク (Kollenberg) である。彼ら7名の騎士が発行した文書⁽⁵⁹⁾には勤務条件が次のように述べられており、彼らはこれらを遵守することを誓約している。ただし、ここには、給金——これは都市からすでに彼らに支払われていたのだが——の

額は述べられていない。なお、上記のうちハンス・ホーゼンタウエル、ペーター・プラスト、ベルトルト・シュヴァルツェンベルク、ハンス・シュヴァルツェンベルクの4騎士はすでに1382年6月5日にも都市と勤務契約を結んでいた⁽⁶⁰⁾。このとき契約を結んだのは全部で6人であった。

さて、前記ハンス・ホーゼンタウエルらの勤務条件とは、こうである。(a) 文書の日付けから1年間勤務する。(b) 各人1名の従士と2頭の軍馬とを提供する。(c) 経費および損失はいずれも騎士各人が負うべし。(d) 都市の内部、外部における「紛争、戦い、フェーデに (*zu allen iren sachen, nōten und kriegem*)」について、勤務にあたる。(e) 勤務者が負った身体上財産上の損害にたいして都市は補償の義務はない。(f) 都市の内外において勤務中に馬が倒れる (*abgiengen oder stürben*) ときは都市に責任はない。ただし敵の追跡 (*nachylen*) を都市参事会員あるいは都市司直の一員が命じ、これによって当該損失が生じたときは、このかぎりでない。騎士側の申し出による算定に基づいて都市が金銭によって補償にあたる。(g) 7人の騎士は都市が任命した司令官の命に従う。(h) 勤務期間中には〈私の戦い (*krieg*)〉は避ける。都市にとって損害となるような。(i) 市長あるいは市参事会員の同意なくしては、だれとであれみだりに騎行することあるべからず。(j) 勤務者は都市、市民とのあいだで紛争を起こすときは、都市の役人に訴え出るべし。「都市の法にある通りに (*alz ir stet recht stet*)。』以上の勤務条件は、以後の勤務契約における模範となる。また、最後に挙げた〈紛争は(フェーデにではなく) 裁判によるべし〉の要請については、後述するところと関係している。

この1383年11月11日に契約を結んだ一人クーン・レンツェルは5年後の1388年7月13日にも12名の仲間と共に再度勤務契約を締結し⁽⁶¹⁾、1394年8月8日にも結ぶ⁽⁶²⁾。

都市同盟時代を反映して複数の都市と傭兵契約を結ぶ事例もある⁽⁶³⁾。ハンス・フォン・ゼッケンドルフ (*Seckendorff*) — ヨクスベルク (*Jochsberg*) と呼ばれる — は、レーゲンスブルク、アウクスブルク、ネルトリンゲン、ローテンブルク、ディンケルスプュール、ヴィンズハイム以下8都市 — シュヴァーベン都市同盟 (*bund zu Swaben*) の四分の一をなす — と雇用契約を結ぶ (1384年5月15日)。

彼と4人の騎士とは1年間それぞれ槍一組をもって (*mit vier erbern mit vier spiezen, daz werdent fünf spiez*) 同盟諸都市のために勤務する。経費、損失共に自弁である。彼のヨクスベルクの居城 (*behusung*) は同盟諸都市の求めに応じて開放する。彼ら勤務者を指揮する司令官は諸都市から任命され、彼らはこの者に従わねばならない。4人の騎士のなんびとかが死去するとか、逃亡する、任に耐えなくなるとか至るときは、14日以内に彼らによって補充がなされねばならない。ハンスを除く4人とは、

クンツ・ツォルナー (Zollner), フリッツ・オクス (Ochs), アーベル・フォン・ゼッケンドルフ・フォン・シュノットゼンバッハ (Schnodsenbach), ペーター・シュヴァルツェンベルクであった。このペーターは他方, 上記クーン・レンツェルおよび他の11名の者と共に, 4年後の1388年7月13日にも都市と傭兵契約を結ぶ。

諸事例について, 給金の額はわからないが, 騎士らは受け取った給金について受け取りを発行した⁽⁶⁴⁾。また金額が都市の会計簿 (*rechen buch*) に記入された⁽⁶⁵⁾ ことがわかる。その他, 細々と勤務条件が付けられることもある。軍馬を市長の許可なく材木運搬その他の仕事に用いない, また他人に貸したりしない, 糧秣をきちんとあてがい, 手綱等の手入れを怠らない, さらに武具などを質入れせぬ⁽⁶⁶⁾, といったように。

他方ザインスハイム家 (v.Seinsheim) といったフランケン有数の領主貴族家の一員フリードリヒ・フォン・ザインスハイムは, 1399年8月22日ローテンブルク市と勤務契約を締結する⁽⁶⁷⁾。彼は, これによって, ラントグラーフとしてローテンブルク・ラント裁判所 (国王の宮廷裁判所) の裁判長職に就いた。またこれによって彼は都市の要請に応じて訴訟であれ, 和解であれ法廷の在る日 (*tage und teydinge*) に裁判所に参向することになった。契約の中で彼は, 従士と従者とを各1人保有し, かつこれらの者それぞれに2頭の馬と槍1本とをあてがい, 都市のために勤務させることを約束した。都市の遂行する「フェーデ (*nöte und kriege*)」にフリードリヒ自身が参加できないときは。以上の勤務のために, 彼は, 都市から, 年4回 (8月24日・11月11日・2月2日・5月1日) 各50グルデン (従って, 年額200グルデン) を給金として取得する。また都市から終生にわたって, 住居をあてがわれる。

5 都市勤務に由来する危険性の回避 — 裁判を受けさせる

以上, ウェッフェーデや和解において, また騎士の〈市民化〉に伴った租税免除の代償として, さらに傭兵契約において, 騎士たちは都市に勤務する約束を交わし, 勤務を義務づけられた。兵士としての都市勤務は, 都市が騎士・従士とのフェーデにたえず巻き込まれていた時代において平和を形成するのに取り得た, 当該時代に特有な方法の一つであった。それが同時に, ウェッフェーデや和解を実効あらしめるのに, 一役買うことになる。また〈市民化〉を媒介にして騎士の城, 家宅を開放させる。都市は彼らを兵とし, 経費は都市がもつことがあるにせよ, 兵士活動において生じた損失は彼ら自身に負担させる。こうして, 費用はできるかぎり小さくしつつ, 騎士・従士の武力技術を利用する。従来都市に向いていた彼らの矛先は, 今度は, 都市に敵対する勢力に向けられる。都市は, みずから抱える紛争のために, ウェッフェーデや和解を誓約した騎士/市民となっ

た騎士／傭兵契約を結んだ騎士を都市勤務に当たらせる。このことで、都市は騎士勢力を把握し、騎士の存在を都市にとって公然とし、平和形成もしくは休戦への契機を探る。

しかしながら他方で、都市勤務の方法は、当然危険を伴う。一つは勤務騎士による不法行為が起きる。ゲッツ・フォン・エスペルバッハは都市参事会の命令に違背して売春婦 (*hebsweib*) と交遊し、ために捕らえられウァフェーデを誓約した (1400年2月24日)⁽⁶⁸⁾。もう一つは、ローテンブルク市に敵対する騎士・従士を都市内に引き込むおそれがある。とりわけウァフェーデや和解の中で義務を負って勤務する者らは、正規の傭兵とは異なり、都市外における従来の住居に住み (既述プラントの誓約証書に「われらは、都市へと騎行し (*in die stat reiten*)」とあったところを参照)、都市の求めに応じ都市を往来する。従って、都市外に居を構える他の騎士・従士らと接触を — しかも、恒常的に — もっており、この意味でこれらの者を都市に引き込むおそれがある。都市自身も、このことは承知していたようである。例えばプラントの事例では、プラントがローテンブルク市に敵対する者を市内に引き込むときは、彼は言わば〈餓首〉され、都市との「同盟」は断ち切られる。

以上の危険を避けるためには、従って、そもそも、ウァフェーデを誓約させる元になっている紛争、もしくは紛争の解決方法 — いずれも、言い換えれば、フェーデ — を実行させなくするに如くはないであろう。誓約証書において、プラントが「友愛の法」によることを誓い、ペーターが「正規の法」に基づくことを約束したのは、まさにこのことに関係している。再述すれば、いわく、「訴えを起こさざるをえない」ときは、「われらは、都市へと騎行し、[都市の] 裁判官と市民との面前において、貴殿らによる、友愛の法による裁きに服すべし。都市の法と慣習とにあるように。」またいわく、「もし余がなんらかのことについて貴殿ら [ローテンブルク市民] と、または貴殿らの一党 [友人] と争わざるをえなくなるときは、あるいは貴殿らに、または貴殿らの身内の者に或ることを要求せざるをえなくなるときは、余は、余の好むところに従い都市裁判官の面前か、市参事会員の面前かのいずれかにおいて、正規の法による裁判を求めることで満足しなければならぬ。」このように「友愛の法」、「正規の法」のいずれに基づくかの違いはあるにせよ、都市は、プラントあるいはペーターにたいして、フェーデによらず裁判によって紛争を解決することを促がしている。

ローテンブルク市参事会は勤務騎士に向かい、今後は権利要求の実現はもっぱら裁判によるべし、と注意を促す。プラント、ペーターの事例の他にもウァフェーデ誓約にさいして⁽⁶⁹⁾。また和解において⁽⁷⁰⁾、さらに傭兵契約において⁽⁷¹⁾。他方、このように繰り返す注意が喚起されていること自体、裁判による権利要求が当事者にとってはいかに実現

困難とおもわれていたかも知語っている。興味深いことには、騎士が市民となる契約においては、権利の実現は裁判によるべし、との要請がなされていない。市民となったからには裁判があたりまえとされていたこと（すなわち、市民たるべき者の紛争は文句なく裁判によるべきこと）を窺わせる。これにたいし、騎士身分のままで勤務に就く者にたいしては、裁判によるべきことが繰り返し要請されていた。両者の相違が関心を引く。

おわりに：ウェアフェーデ誓約におけるフェーデの再現

騎士の都市勤務がなりたちうる背景となっていたのは、騎士と市民とのあいだの次のような関係であろう。「騎士階級と、都市貴族すなわち市民の中の社会的指導層 [と] は、ともに、原則として開かれた社会層であった。」「両者の社会的交流を妨げるものは何ひとつ存在しなかった。」⁽⁷²⁾ ローテンブルク市についても、都市領邦を含め同市を支配していたのは領主制的基盤をもった市民であり、この意味で騎士との交流は存在していたろう。とりわけ、同市は14世紀以降都市領邦を形成するにあたり、都市周域の下級貴族の領地を買収する方法を採った（カール・ボルヒャルト [K. Borchardt]）⁽⁷³⁾。となれば、買収された元領地の主人だった下級貴族が今度は都市勤務に就くとか、もしくは〈市民化〉するといったことがあったのではなかろうか。

これはともあれ、本稿の問題関心からいってとくに注意を喚起しておきたいのは、まさに、直前の本論で述べたことに関わる。第一に、市民のルールである裁判にうったえ裁判ルールによることで平和形成——紛争の公然性を担保すること（後述）——が目差される。裁判ルールによるのは、市民となり租税免除の代償として都市に勤務する騎士にとっては自明のことになっていた。第二は、騎士の武装装備、戦闘技術を都市に役立てることで平和形成が目差される。しかも、ウェアフェーデ誓約の中で、騎士に都市勤務を約束させることで。本稿は、とりわけ勤務の問題に注目してきた。しかし、勤務はウェアフェーデ誓約以外においても約束された。

以上についてはここでは繰り返すことはせず、ただ一点注目しておきたい。フェーデを終結させ、この意味では平和を形成するはずの誓約の中に再びフェーデの出現が予定されていたこと、このことである。言わば、フェーデの再現が織り込まれていた。しかも、ウェアフェーデの破約を担保するシステムとして織り込まれていた。ただし、システムとはいっても、そこになにか客観的装置——たとえば、ラント平和裁判所といった仲裁と調停の機関——があるのではない。人間そのものが担保となり、人間が保証を担わ

ざるをえなかった。具体的には、ウァフェーデ誓約者が破約するときには、誓約者本人の誓約をめぐってさまざまな役割を担った人物たち——共誓者、釈放請願者、印章添付者あるいは保証人として——が誓約者本人の「敵」となることによって⁽⁷⁴⁾。

ではなぜ、「敵」となることがウァフェーデ誓約の遵守の担保となり保証となり得るのであるのか。破約者はつねにフェーデの攻撃に晒される。現実には攻撃を被っても文句はいえない状態に置かれる。このことが担保となり保証となる。のみならず文句をいえない状態に置かれるだけではない。じつは、事態はもっと深刻である。それは、フェーデの実行から被る害、つまり損害である。略奪——人間の略奪、物の略奪——、放火、殺害、拿捕等による損害である。この問題については、この場では取り上げることはできないが、フェーデの当事者には「損害」の記憶（現実的な皮膚感覚）⁽⁷⁵⁾が経験としてあるいは伝承として積み重ねられていた。具体的なものとして一、二想起しておこう。

(1) 既述（第2節2）のように、ヴィルヘルムとヘンヒンとはヴュルツブルク司教に兵士として勤務する過程で2頭の馬を失い、この補償を司教に求めた（1374年）。フェーデの過程で馬の損害が現実には起きた。フェーデの過程では実害が避けられない。騎士たちが領主として支配する領地の農民の被るさまざまな害は、もっと深刻であったろう。

(2) ローテンブルク市の事例ではないが、シュトラウビングのヴィッツウム、アルベルトが文書を発行して彼の主君たるレーゲンスブルク司教コンラートと和解契約（*Verrichtung und Taiding*）を結んだ中にすでに早くに（1302年7月5日）フェーデによる損害のことが述べられている⁽⁷⁶⁾。アルベルト（および彼の従士）は、司教とのフェーデにおいて被った損害について（*umb allen den schaden, den und all mein vorgenannt Diener empfangen haben in dem urleug*）賠償金を支払った司教との和解に応じた、と。

こうして、フェーデの実行からくる損害をできるかぎり回避しようとする当事者の思惑は、ウァフェーデ誓約を遵守し「敵」を現実には作らない担保となり、保証となる。ウァフェーデとフェーデのこうした状況をみると、想起されるのは、プラントの時代から30年後、ペーターの時代からは10年後の1388年に、ローテンブルク市にたいして騎士や従士らが、主君ヴュルツブルク司教の名を引いて、またブルクグラーフ・フォン・ニュルンベルクの名にかけておこなった数々のフェーデ通告の事例である。通告を書面にしたためた通告状には、つねに、次の慣用の言葉が見られる。フェーデ通告者たるわれら騎士・従士は「彼[主君]と平和と敵対とを共に（*in sin fride vnd vnfride*）せん」と⁽⁷⁷⁾。通告状に知られる「平和と敵対」の言葉がもつ意味は、上記プラントのウァフェーデ誓約証書に述べられていた「ウァフェーデとフェーデ」の意味するところに繋

がってこよう。ウァフェーデ誓約といえども、その破約はほとんど日常茶飯事の出来事であった。ウァフェーデとフェーデとは一つの環のごとく結びつき、あるいはコインの表裏のごとき状況にあった。「平和と敵対」とのあいだ、また「ウァフェーデとフェーデ」とのあいだに存在したこのような事情は、紛争そのもの（フェーデ）と、紛争の解決（ウァフェーデ）とが別け難い時代の一様相を示して余りがある。

この観点から、フェーデ通告状とウァフェーデ誓約証書との関係も考え直してみなければならぬであろう。フェーデ通告状によって通告がなされて敵対関係が作られ、あるいは確かめられ、かくてフェーデが実行された後、ウァフェーデ誓約証書によってウァフェーデが交わされ和解となる、といった図式は、果たして歴史の現実在即しいようか。フェーデ通告状とウァフェーデ誓約証書とを対立させて把握する考え方は、問題の余地があるのではないだろうか。

このようにみえてくると、時代の観察者であり、追究者であるわれわれとしては、どう考えればよいのであろうか。こうおもわれる。紛争——中世後期フランケン地域といわず人間がたえず起こし、生起の避けがたいもの——そのもののなかにこそ、紛争解決の緒が潜んでいる、と。しかも、フェーデと裁判とであれ、訴訟と仲裁・和解とであれ、それぞれ両者が截然とは別れていない時代においては、紛争の解決これ自体もまた、間口の広いものである。紛争の解決が間口の広い性格をもつからには、紛争の解決そのものというよりは、むしろ、解決の或る「ありかた」こそが、われわれの追究的になってこよう。というわけは、解決のありかたにこそ、「平和形成」の端緒があるからである。

では、解決の或る「ありかた」とは、一体どのようなことなのだろうか。それは、端的にいえば、紛争の公然性——紛争が当事者および周囲の人々の目に見えること——を担保することを指す。公然性とは換言すれば、紛争に利害関係者が直接間接に、かつ広範囲に参加し得ることをいう。例えば、ウァフェーデ誓約証書のなかに、誓約の破約が起こるときにはだれとだれとが「敵」の関係に陥るかが明記されていること——これが、紛争の公然性である。証書に明記されていると、だれでもが、紛争の当事者の名前とか、紛争の起こり得る状況とかを知ることができる——ウァフェーデ誓約証書であれフェーデ通告状であれ、周知のように当時文書は公開状の性格をもっていた——紛争当事者がいわば〈顔の見える〉存在となっている。だれでもが近づき、だれでもが知ることができれば、交渉・仲裁・和解の仲立ちをする人物・肝煎り役の人間（例えば主君・親族友人）が登場し易い。フェーデに由来する損害を回避するために。こうみてくるとき、紛争の解決そのものよりは、紛争解決の或る「ありかた」にこそ「平和形成」の端緒が

ある、との命題の意味するところが、大筋理解できるであろう。

騎士に都市勤務をさせること、あるいは市民となった騎士に持ち城、家宅の開放を求めることは、紛争の解決の「ありかた」（言い換えれば、平和形成）を求めて、市民と騎士とが双方に知恵を出し、いささかの工夫をこらした一つの企て——これ自体他方で、問題を孕まぬことはなかったにせよ——であった。本稿「はじめに」の問題提起との関わりでいえば、ウァフェーデの誓約はその破約のさいには誓約者本人と誓約保証者等とのあいだに「敵」の関係を多様に築かせる（ウァフェーデの役割）ことで、かつこれによって紛争の公然性を担保させる（ウァフェーデの意義）ことで平和形式に寄与した。

注

- (1) 拙稿「ドイツ中世後期ウァフェーデ研究序説——文書と事例——」小山貞夫先生古稀記念論集『西洋法制史学の現在』（創文社・2006）386頁以下を参照。
- (2) Die Urkunden der Reichsstadt Rothenburg 1182-1400, bearb. v. Schnurrer, Ludwig, Neustadt/Aisch 1999.
- (3) フランケンのラント平和令、平和協約等の一覧は、拙稿「平和形成としての紛争——フェーデ通告状の考察から——」『熊本法学』113号（2008）457～458頁を参照。
- (3a) この観点から現代のいわゆる異文化社会の紛争と解決について考察したのが、拙稿「異文化社会における紛争とその解決——パプアニューギニア高地社会から——」吉田勇編著『法化社会と紛争解決』（成文堂・2006）226頁以下を参照。パプアニューギニア高地社会では「儀礼的交換」の日常が紛争の解決に役立てられていた（1980年前後の時代）。なおこの方面の理論的考察として、千葉正士『法と紛争』（現代法学者著作選集・三省堂・1980）90頁下段（「社会は、秩序と紛争が同時存在する混合状態」である）を参照。
- (4) Urkundenbuch der Reichsstadt Windsheim von 741–1400, bearb. v. Schultheiss, Werner, Würzburg 1911, nr. 335 (1377 Apr. 12: *teyding und blüntnis*), 346 (1378 Juli 24), 509 (1389 Mai 24: *ein gut alt erber vrfeh* [: Stadtarchiv Windsheim Urkunde b 187 k]), 511 (1389 Mai 25), 697 (1398 Nov. 6). なお、上の nr. 509 (ヴィンズハイム市と旧市民4人とが相互に争った事件の和解の文書)の原本証書は、Stadtarchiv Windsheim Urkunde b 187 k である。上記のシュルトハイス編の文書集では b 187 l となっている。これは b 187 k の誤植であり、この点はパート＝ヴィンズハイム市文書館のミヒャエル・シュロッサー (Michael Schlosser) 館長 (文書官) も確認した。
- (5) Monumenta Boica, Bd. 43 (München 1876) :nr. 150 (1380 Aug. 6), Bd. 44 (1883): nr. 153 (1393 Juni 8), Bd. 45 (1890), nr. 141 (1366 Aug. 24), 296 (1384 Jan. 4), Bd. 46 (1905), nr. 413 (1400 März 15), 425 (1400 Okt. 19), 426 (1400 Nov. 15).

【研究ノート】

- (6) Hennebergisches Urkundenbuch, bearb. v. Brückner, Georg, Teil 3 (Meiningen 1857): nr. 48 (1361 Mai 4), 50 (1361 Mai 19), 56 (1361 Dez. 22), 77 (1365 Febr. 27), 106 (1370 Okt. 1), 138 (1377 Juli 18), 155 (1380 Juni 4), Teil 4 (1861) :nr. 72 (1392 Okt. 20), 116 (1401 Juni 29), Teil 5 (1866) :nr. 120 (1327 Apr. 13), 368 (1395 März 20), 463 (1380 Juni 5), Teil 6 (1873) :nr. 100 (1438 Nov. 16), 125 (1421 März 1), 140 (1422 Jan. 17), 261 (1427 Juni 5), Teil 7 (1877): nr. 43 (1435 Juli 7), 97 (1438 Nov. 2), 318 (1451 Apr. 11).
- (7) Monumenta Zollerana. Urkundenbuch zur Geschichte des Hauses Hohenzollern, hrsg. v. Stillfried, Rudolph Freiherrn v. /Maercker, Traugott, Bd. 5 (Berlin 1859): nr. 331 (1395 Mai 2), 362 (1396 Mai 8), 376 (1396 Nov. 28), 402 (1397 Okt. 15), Bd. 6 (1860): nr. 14 (1398 Mai 15), 36 (1398 Nov. 15) 410 Aug. 28), Bd. 7 (1861): nr. 70 (1412 Apr.), 149 (1412 Okt. 17).
- (7a) Schnurrer (Anm. 2) nr. 444 (1329 Juni 29).
- (8) Stadtarchiv Rothenburg U 902 [nr. 1028 (1357 März 12)]. この nr. 1028 は Schnurrer (Anm. 2) における文書登録番号を指す (以下同じ)。なお, 以下, 人名・地名についてはすべてとくにイタリックで示していないかぎり, 文書史料上の表記ではなく, 新高ドイツ語 (現代ドイツ語) での人名・地名に言い換えて表記する。
- (9) ユンガーの印章が欠けている点は Schnurrer (Anm. 2) nr. 1028 における指摘による。
- (10) U 907 (nr. 2499 [1394 Sept. 2]).
- (11) U 905 (nr. 2502 [1394 Sept. 16]).
- (12) U 908 (nr. 2552 [1395 Juni 23]).
- (13) U 4666 (nr. 2964 [1400 Aug. 22]).
- (14) U 904 (nr. 2261 [1389 Aug. 25]).
- (15) U 906 (nr. 2547 [1395 Mai 8]).
- (16) 例えばフランケンの事例ではないが, ヴェストファーレン, ヘルフォルト市にたいするフェーデ通告状について Urkundenbuch der Stadt Herford, Teil 1:Urkunden von 1224-1450, bearb. v. Pape, Rainer/Sandow, Erich, Herford 1968, nr. 119 (1391 Mai 16 : *[ik] wil des myn ere wal an iu vorwart hebben unde myn, Ludeken van Czersen, ingesegel, ...*).
- (17) Monumenta Boica, 43 (Anm. 5) nr. 150 (1380 Aug. 6: *Vnd wanne ich vrogenater Peter eygens jnsigels nicht en han, so verbinde ich mich sulcher vrfe die ich getan habe vnder der vrogenaten Bertolts vnd Mertins jnsigele stete zû halten on geuerde*).
- (18) Friedlaender, Ernst, Das Einlager. Ein Beitrag zur Deutschen Rechtsgeschichte, Münster 1868, 45 (§ 12) f.; Schwerin, Claudius Frhr. von, Germanische Rechtsgeschichte. Ein Grundriss, Berlin 1944, 204 (Einlager [obstadium]); Kellenbenz, H., Einlager, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 1, Berlin 1964-1971, col. 901-904.
- (19) Hennenbergisches Urkundenbuch, Teil 6 (Anm. 6) nr. 125, p. 98 (1421 März 1).

- (20) U 178 (nr. 892[1351 Nov. 19]).
- (21) 同じ意味で Monumenta Boica, 44 (Anm. 5) nr. 153 [1393 Juni 8: ヴェルツブルク司教とシュヴェービッシュ・ハルトとの和解 (*daz wir alle gevangen ledig sullen sagen uf ein slehte vrfeh die in unserer hant sten*)].
- (22) 同じ意味で Monumenta Boica, 43 (Anm. 5) nr. 150[1380 Aug. 6: ヴェルツブルク司教にたいするヘルボート・テュルケルのウァフェーデ (*nicht rechen noch efern sol, noch alle mine fründe und die durch mynen willen tûn und laszen wollen in dheine wise on geuerde*)].
- (23) cf. Schnurrer (Anm. 2) nr. 2255 (1389 Juni 27), 2502 (1394 Sept. 16), 2541 (1395 Apr. 20), 2940 (1400 Mai 18).
- (24) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2254 (1389 Juni 26), 2520 (1395 Jan. 5).
- (24a) Kaufmann, E., Sühne, Sühneverträge, in: HRG (Anm. 18), 5, 1991-97, col. 75 (*ein fruntlich reht*).
- (25) MG Const. 9, bearb. v. Kühn, Margarete, 4. Lief. , Weimar 1987, 575. cf. Schnurrer (Anm. 2) nr. 937 (1353 Aug. 23).
- (26) U 903 (nr. 1712 [1378 Okt. 11]).
- (27) ハイנטツ・キュッヘンマイスターが彼の主君ヴェルツブルク司教に誓約したウァフェーデにおいても同様の表現が用いられている。Monumenta Boica, 45 (Anm. 5) nr. 296 [1384 Jan. 4: *Dorumbe so hon ich im in trûwen gelobt und zû den heiligen gesworn mit uff gerechten vingern*].
- (28) ハイנטツによるウァフェーデにおいても同様である。Monumenta Boica, 45 (Anm. 5) nr. 296 (1384 Jan. 4: *das ich nymmer mere wider in, sin stift, sin nachkumen bischoff und wider die sinen nicht tun sol*).
- (29) 瀬原義生『ドイツ中世都市の歴史的展開』(未来社・1998) 354頁。
- (29a) 後注 (64) 関係本文を参照。
- (30) 後注 (64) 参照。
- (31) Monumenta Boica, 45 (Anm. 5) nr. 191 (1374 März 17).
- (32) Monumenta Boica, 45 (Anm. 5) nr. 199 (1375 Febr. 1).
- (33) Friedlaender (Anm. 18) 36-56 は、アインラーガーの適用される場合として、全19項目に涉って諸事例を挙げているが、この1351年のヴェルツブルク司教証書にあるようなアインラーガー事例については、言及がない。
- (34) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1265 (1365 Apr. 23).
- (35) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1726 (1379 Jan. 24).
- (36) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1923 (1384 Sept. 12).
- (37) cf. Schnurrer (Anm. 2) nr. 1747 (1379 Juni 2).
- (38) Schnurrer (Anm. 2) nr. 558 (1337 Juni 21).

【研究ノート】

- (39) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2793 (1398 Aug. 16).
- (40) 各々 Schnurrer (Anm. 2) nr. 1758 (1379 Juli 30) および nr. 1762 (1379 Sept. 6).
- (41) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1845 (1382 Nov. 15).
- (42) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1694 (1378 Apr. 12).
- (43) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1842 (1382 Okt. 13).
- (44) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1832 (1382 Mai 14).
- (45) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1859 (1383 Febr. 12), 1907 (1384 Apr. 1), 1917 (1384 Juni 11), 1956 (1385 Aug. 20), 1966 (1385 Sept. 25), 1969 (1385 Okt. 9), 1979 (1385 Dez. 7), 1980 (1385 Dez. 7), 1981 (1385 Dez. 7), 1983 (1385 o. T), 1993 (1386 Febr. 27), 2058 (1387 Mai 19), 2092 (1387 Dez. 20).
- (46) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1996 (1386 März 23), 1997 (1386 März 23), 2002 (1386 Apr. 11).
- (47) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1993 (1386 Febr. 27).
- (48) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1760 (1379 Aug. 8).
- (49) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1907 (1384 Apr. 1).
- (50) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2092 (1387 Dez. 20:10年間).
- (51) Die Urkunden und Akten der oberdeutschen Städtebünde, Bd. 2: Städte- und Landfriedensbündnisse von 1347 bis 1380, 2. Teil, bearb. v. Ruser, Konrad, Göttingen 1988, nr. 1310, p. 1277-78. cf. Schnurrer (Anm. 2) nr. 1638 (1376 Sept. 4).
- (52) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1635 (1376 Aug. 2).
- (53) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1636 (1376 o. T. [Aug. 2]).
- (54) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1956 (1385 Aug. 20), 1969 (1385 Okt. 9).
- (55) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1980 (1385 Dez. 7).
- (56) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2327 (1390 Dez. 19).
- (57) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2268 (1389 Okt. 23).
- (58) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1834 (1382 Juni 5), 1836 (1382 Juni 15), 1883 (1383 Nov. 11), 1914 (1384 Mai 15), 2129 (1388 Juli 13), 2198 (1388 Sept. 25), 2242 (1389 Jan. 7), 2470 (1394 Febr. 14), 2496 (1394 Aug. 8), 2497 (1394 Aug. 10), 2501 (1394 Sept. 14), 2503 (1394 Sept. 23), 2725 (1397 Nov. 12), 2818 (1398 o. T.), 2860 (1399 Aug. 22).
- (59) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1883 (1383 Nov. 11).
- (60) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1834 (1382 Juni 5).
- (61) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2129 (1388 Juli 13).
- (62) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2496 (1394 Aug. 8).
- (63) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1914 (1384 Mai 15).
- (64) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2503 (1394 Sept. 23). 同様の領収書発行の事例は、ヴェルツブルク司教と勤務契約を結んだ騎士の事例に多く見いだされる。一例に Monumenta Boica, 45

- (Anm. 5) nr. 194 (1374 Juni 12), 195, 197~209, 211~213, 215~217 (1376 Juli 2) etc. 参考までに次の文書 (1375年2月2日) を挙げておきたい (nr. 200)。„*Wir Heincz und Knebel Stümpf, gebruder, edelknechte, bekennen und tûn kunt offenlichen an disem brîf, daz vns unser gnediger herre, herr Gerharte byschof zû Wirzburg und sinen stiftt zû Wirzburg fûr alle schulde und sûnderlichen fûr die dynste, die wir in getan haben, da man zû der Kunbach zû Wirzburg jn vñl, gutlichen bezalt hat achczig guldin guter und geber. Vnd sagen denselben vnsern herren und sinen stiftt fûr vns und alle vnser erben derselben guldin quitd, ledig und los mit disem brîf. . . .*“
- (65) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2496 (1394 Aug. 8), 2503 (1394 Sept. 23), 2725 (1397 Nov. 12).
- (66) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2725 (1397 Nov. 12).
- (67) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2860 (1399 Aug. 22).
- (68) Schnurrer (Anm. 2) nr. 2919 (1400 Febr. 24). また、不法行為の内容はわからないが Schnurrer (Anm. 2) nr. 2883 (1399 Dez. 22).
- (69) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1712 (1378 Okt. 11), 1923 (1384 Sept. 12).
- (70) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1842 (1382 Okt. 13), 1845 (1382 Nov. 15), 1991 (1386 Febr. 7). なお、この nr. 1991 の事例はフェーデの和解ではない。ローテンブルク・ラント裁判所への出頭を求める召喚状を差し出した使者を捕らえてしまった者がローテンブルク市と和解し、合わせて5年間の都市勤務を約束した。
- (71) Schnurrer (Anm. 2) nr. 1883 (1383 Nov. 11), 2129 (1388 Juli 13), 2242 (1389 Jan. 7), 2470 (1394 Febr. 14), 2496 (1394 Aug. 8), 2497 (1394 Aug. 10:[8]), 2501 (1394 Sept. 14), 2503 (1394 Sept. 23), 2725 (1397 Nov. 12), 2818 (1398 o. T.).
- (72) ファン・ウィンター (佐藤牧夫他訳) 『騎士 その理想と現実』(東京書籍・1992) 175頁。
- (73) Handbuch der Historischen Stätten, Bayern II: Franken, hrsg. v. Körner, Hans-Michael/Schmid, Alois, Stuttgart 2006, 454 (Heinrich Toppler[gest. 1408]).
- (74) 最近の刊本史料における一例として、Die Urkunden und Akten der oberdeutschen Städtebünde, Bd. 3: Oberdeutsche und schweizerische Städte- und Landfriedensbündnisse von 1381 bis 1389, Teil 3, bearb. v. Ruser, Konrad, Göttingen 2005, nr. 1661 (1381 Juni 21: *daz sie mir dann als veint solten sein als die bûrger dez rats der stat Nûremberg*). ここで „sie“ とあるのはウァフェーデ誓約者による誓約の保証人5名 (うち4人が騎士) を指す。
- (75) 前掲拙稿 (前注3) 391頁参照。
- (76) Codex chronologico-diplomaticus episcopatus Ratisbonensis, hrsg. v. Ried, Thomas, 2, Regensburg 1816, p. 736, nr. 758.
- (77) 前掲拙稿 (前注3) 449~450頁参照。

【研究ノート】

（付記。本稿は、平成19年度科学研究費補助金 基盤研究（c）・研究課題名「復讐断念誓約（ウァフェーデ）文書と16世紀前期ドイツにおける刑事司法史の研究」[課題番号・17530010]の研究成果の一部である。なお、本稿の一部は2007年5月26日青山学院大学で開催のヨーロッパ中世史研究会〔代表・渡辺節夫氏〕で発表した。）